

令和4年12月7日

1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	20番	川口	誠二
8番	高橋	信広	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

2. 欠席議員

11番 萩尾 洋

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局長補佐	檀	公彦
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中園	弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
人 事 課 長	丸 山 隆
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
企画政策課長	隈 本 興 樹
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
税 務 課 長	田 代 秀 明
環 境 課 長	石 橋 信 輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
健康推進課長	馬 場 浩 義
介護長寿課長	栗 山 哲 也
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
上下水道局長	原 寿 之
文化振興課長	鶴 木 英 希
会計管理者兼会計課長	下 川 真由美

議事日程第4号

令和4年12月7日(水) 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 栗原吉平議員
- 2 川口堅志議員
- 3 松崎辰義議員
- 4 三角真弓議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。一般質問3日目、本日もよろしくようお願い申し上げます。

お知らせいたします。三角真弓議員要求の資料をタブレットに配信しております。

なお、11番萩尾洋議員からの欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長(角田恵一君)

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。15番栗原吉平議員の質問を許します。

○15番(栗原吉平君)

皆さんおはようございます。一般質問最終日、1番バッター、頑張ります。

サッカーのワールドカップ日本代表がドイツ、スペインに勝利し、決勝トーナメントに進みました。ドイツ、スペインとも0対1からの逆転勝ちです。日本よりはるか格上の相手に勝利したことに多くの国民が勇気づけられました。残念ながら昨日はああいう結果になりましたが、サッカーでも日本は世界の強豪と対等に渡り合えることに日本人として誇りに感じ

ております。

国内では、新型コロナウイルス感染症第8波の感染拡大により、大変厳しい環境下で感染予防に御尽力いただいている医療機関関係者の皆様をはじめ、市と事業者の皆様から敬意と感謝を申し上げます。

さて、私の一般質問、地域公共交通網形成計画について御質問いたします。

平成30年に始まったこの計画から5年が過ぎ、地域全体の人口減少が及ぼす社会活動の縮小に伴い、地域の公共交通維持確保が少しずつ厳しくなっていると感じます。平成30年に作成された八女市地域公共交通網形成計画が本年度で5年を迎え、計画の見直しを図る必要があります。これまで行ってきた施策から見えてきた課題等を踏まえ、これからの公共交通システムの在り方や住民、交通業者、行政の役割を見直しつつ、まちづくりと連携しながら公共交通ネットワークの再構築を図るための計画を作成しなければいけないとなっております。本年度の事業、計画の見直しの途中ではありますが、現在の経過についてお伺いをいたします。

詳細については、質問席にて幾つか質問したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

15番栗原吉平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地域公共交通網形成計画についてでございます。

本年度の経緯と今後の計画についての御質問でございます。

八女市地域公共交通網形成計画は、これまでの本市の公共交通政策を継承しつつ、令和2年に改正された地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、八女市地域公共交通計画と名称を変更して計画の策定を行っているところです。

本計画の策定に当たっては、住民の代表者、地域の交通事業者及び国、県の関係機関で構成する八女市地域公共交通計画策定委員会を設置し、市民アンケート等様々な調査を行い、その結果や意見等を参考に本市の公共交通政策について議論いただいているところでございます。

次に、具体的に何が変わり、どんなことを検討するのかという御質問でございます。

本市の公共交通につきましては、路線バス、一般タクシー及びふる里タクシーが担っていると認識しているところです。将来にわたり持続可能な交通体系を構築するため、これらの交通手段及び地域の多様な輸送資源を効率的に活用したいと考えております。

次に、広域的な連携はどうしていくのかという御質問でございます。日常生活支援、観光等についてでございます。

本市の公共交通につきましては、市外の移動及び市内地域間の移動を路線バスが担い、域内における移動をふる里タクシーが担い、通院や買物などの市民の日常を支えておるものと考えております。これらの交通体系を維持、確保しつつ、今後、さらなる利便性の向上と効率化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（栗原吉平君）

ありがとうございました。

ちょっとサッカーの話題に戻りますけれども、ワールドカップで日本がドイツ、スペインを撃破しましたけれども、直接関係ないんですけれども、八女市はグリーンピアに天然のサッカー場を造った。このような立派な施設で練習や試合ができる。いつかはサッカー選手になりたいと夢を掲げている少年がいることを思います。そして、そのような少年がサッカー選手を夢見て、いつか日本の代表選手になることもあるのではないかと考えております。地域の地道な思いと少年育成事業が、やはり間接的に今回のように日本サッカーが強くなってきた根底にあるのではないかと私は考えております。そういう面では、グリーンピアのサッカー場はすばらしい施設だなと思っていますので、一番先に言いたいと思います。

そんなことを思いながら私の質問をしますけれども、サッカーはスポーツの足ですが、私の質問は地域の足でございます。よろしく願いをいたします。

公共交通の活性化は決して無視することのできない最大のことで認識しておりますし、果たす役割は大きく、地域のしっかりした交通網がないと活性化はできないと考えております。

昨年12月にも、私の一般質問でふる里タクシーや、あるいはバスの運行状況などの見直しなど質問をいたしました。現状維持でなく工夫して利便性を向上していただきたいとお示しをいたしましたけれども、そのときの答弁で令和4年度には5年の経過から見直しの時期にあるため、利用者や事業者から現場の声を取り入れて、さらなる改善を行っていくという答弁をいただきました。

そこで、私の今回の質問になったわけですが、途中経過で本当に申し訳ないんですけれども、お答えできる範囲で願いをいたします。

この質問については、やはりまだ策定が途中で、今なされているということで、じゃ、途中経過がどうだということで、きちっと私、理解しておかないと議会に何も報告していないんですから、やはり事業が終わってこうなりましたと、これを認めてくださいということになる、そういう前に、やっぱり議会にはちゃんと報告する必要があるんじゃないかならうかと思っています。

そこで、今、市長答弁によりますと、この名称が交通網形成計画から八女市地域公共交通計画と名称が変更になったということでございます。

合併当時から八女市地域公共交通協議会というのもあったと理解しております。これは流れの中で、名称がどのように変わってきたのか、その辺をちょっと整理していただけますか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

名称につきましては、平成30年に八女市地域公共交通網形成計画という名称でつくらせていただきまして、今回、令和2年に改正がありました地域交通に関する法律の変更に基づきまして、計画の名称が変わっている状況でございます。

また、地域公共交通協議会等につきましては、この網計画をつくる段階ぐらいから始まっていると認識をしております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

地域公共交通網形成計画から八女市地域公共交通計画に名称を変更になった。今回の見直しの大きな違いについて御答弁をお願いします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

今回の網計画から交通計画に変わる段階で、どういった視点を持って計画の見直しを行っているかという点についての御質問だと理解します。

内容的には、地域の安心と成長を支え、次世代につなぐ公共交通が必要になってくるという状況の中で、公共交通のネットワークの見直しを含めたところで将来的には持続可能な地域公共交通体系の構築を目指した計画にしたいと考えているところでございます。

○15番（栗原吉平君）

議長、マスクを外していいですかね。

○議長（角田恵一君）

いいです。

○15番（栗原吉平君）

今回、交通計画のメンバー、どういった方がメンバーになっておられますか、組織形態をお願いいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

策定委員会のメンバーにつきましては、住民の代表としまして旧市町村ごとに1名、ですので、計6名、それに地域の交通事業者として6名、国、県の関係機関から3名、学識経験者を1名、市の関連部局の課長11名ということで、合計の27名で構成をいたしております。そのほか、オブザーバーとしまして、九州運輸局、福岡運輸支局、福岡県、八女市社協から参加をいただいているところでございます。

○15番（栗原吉平君）

恐らく今の組織構成、中身のメンバーは変わっても組織構成としては、例えば、行政区であったり、あるいは交通業者であったりというメンバーは、これは最初からそういうメンバーで来たんじゃないかと私は思っております。

となると、同じ上滑りの議論で終わってやしないかと、私、ちょっと言い方悪いけれども、そういったメンバーの方には非常にお骨折りをいただいているんですけども、ずっと交通協議会から、例えば、交通網計画まではずっと同じ組織の団体の代表者が、メンバーは変わっても流れてきたということになると、私が言いたいのは、もっと本当に大切な議論というのは、その下の部分、つまり例えば、区の代表であったら、その区の代表の方が地域のこういった意見を吸い上げて、この計画の計画策定に当たっているのかというのを私は聞きたいんですよ。恐らく、その部分がないんじゃないかなろうかと思っております。そういったことは通達というのはされていますかね。ちょっとそこを聞きたいんですよ。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

計画を策定する段階で地域の意見でありますとか、住民の方の意見または関係者の意見、そういった部分は聴取する必要があると思っております。その聴取した意見を基にしながら委員会の中で議論をいただくという形になっております。

実際、今回の計画を策定する事前段階としましてアンケート調査を市民の方に行ったり、行政区長の方全員にアンケートを送らせていただいて、回答をいただいています。そのほか、ふる里タクシーを今利用していただいている方または各事業所、商業施設でありますとか宿泊施設、医療施設、社会福祉法人、学校、そういったところへのアンケート調査、また、観光客に行ったアンケート調査等でありますとか、また、高速バスのインターでは聞き取りによります調査等を行っているという状況でございます。

含めまして、社協が開催されますふれあいサロンというのが各地で行われています。その中に社協の職員さんに御協力いただきながら、公共交通や日頃の移動について御意見を聴取させていただいて、そのような部分を全て策定委員会の中に報告させていただきまして、御議論いただいています。

策定委員会の中でも、地域からの御意見というのは大変多うございまして、実際的に言いますと、路線バスの話でありますとか、乗合タクシーの乗りにくさといったところも御意見いただいておりますので、そういった意見を参考にさせていただきながら素案をつくらせていただければと考えているところでございます。

○15番（栗原吉平君）

私が一番言いたいのは、八女市の中心部におる人たちとか、あるいは黒木町の人たちだっ

たり、あるいはもっと上の山間部の人たちとかですね、そういった末端の人に聞いても、やっぱり交通に対する足とか、そういったものを、どうやって自分たちは市に上げていけばいいのか、そういった問題はどこで協議しているんですかと聞かれたことがあるんですよ。私はこういったことで町なかに住んでいるけれども、ここが悪い、こういったことがあってほしいというのは、どこに行けばいいんですかと言われたことがありますし、当然、地域に帰れば、やはりいろんな問題がございます。

そういったことが、このメンバー構成の中で、その人たちがちゃんと末端の部分の意見を拾い上げて、この計画の策定委員会に当たっているかどうかというのを、ここをきちっとしておかないと、私は絵に描いた餅に終わっちゃせんじやろうかと思うわけですね。単なる事業計画を上げて、国に事業予算を取って、それで来年こういったことで補助金等いただきましたじゃ、私はいかんと。これは、きちっとその辺はやってくださいよ。恐らく、そこをやらないと、意味にならんとやなかろうかと常々思っておりますので、もう少しやっぱり考えていただきたいなと思っております。

そこで、そういったことを踏まえて幾つかまた質問しますが、人口の減少について、課長、ちょっとお聞きします。人口の動向についてはどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

人口の動向についてということでございますが、合併から現在までの人口の動向ということで住民基本台帳の人口で申し上げますと、これは各年の3月末での時点での数字でございますが、合併時の平成22年が八女市全体で7万671人、令和4年が6万1,288人ということになっております。市全体では9,383人の減となっております、約13%の減ということでございますが、地域によって減少率が異なっております。

旧八女市につきましては、約1.3%の減ということで、ほぼ横ばいでございますが、八女東部地域につきましては、旧町村ごとでちょっとばらつきがございますが、約25%から35%の減となっております、減少の幅が大きくなっているところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

旧八女市、中心部はそんなに変わりはないけれども、やはり郡部のほうが人口の減少が激しいということだろうと思うんですね。1つは、やはり亡くなられる方の自然減ですね。それから仕事場がなくて、やはり八女市とか、久留米市とか、福岡市に仕事を求めるという人が多い。これは3番目に、子育てとか、あるいは塾とか、教育とか、いろいろありますけれども、この郡部に関しては、私は交通の足じゃなかろうかと思っております。

この交通の足というのも、やはりこのデマンド交通、このふる里タクシーがなければ、全

く崩壊するわけですね。地域において、ふる里タクシーがなかったら、地域は既に終わっていると思います。でも、今年度からは私の地域では1台、ふる里タクシーを増台していただきました。これも大変助かっております。

しかしながら、何で減ってくるのかというと、やはり日常の買物等が少なくなった。本当に買物するところが少ないというのが、これだけやっぱり与えるんだなと思います。それから、高齢者の方が診療所に行くと、高齢者の方が多いと、その人というのは必ずお医者さんの紹介状を受けられますから、2回に1回、あるいはほとんど毎日のように、やはり紹介状を書いていただきます。公立病院に紹介状を書いていただけるという。

それから3番目は、やはりこの高齢者による免許返納等がどんどん進んできて、事故も多いニュースもありますけれども、そういったものを含めて、足を確保できなくなったというので、やっぱり人口が減ってくるということが見られているのが現在の状況なのかなということだと思っています。

だから、この交通の足をするためには、やはりデマンド交通ももちろん増大していただきましたけれども、そういったものをフル活用、じゃ、どうやってするのかということだろうと思うんですね。

堀川バス、それからふる里タクシーの状況について、どういった状況なのか、分かるならば教えていただきたいと思います。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

堀川バスと乗合タクシーの利用者の状況を御報告させていただければと思います。

まず、堀川バスについてですが、近年の路線バスの状況を見ますと、全国的ですけど、利用者の数は減少してきているという傾向でございます。特に、堀川バスにつきましても利用者の減少は著しいものがあると認識しておりますし、その要因としましては、議員先ほど御質問ありましたとおり、人口の減少という部分が1つは要因で出てきているんじゃないかなと思います。

プラスして、ここ数年来はコロナ禍における人流の減少の影響が大きいと思いますし、特に一般の利用者の方の外出の自粛に加えて、通学で利用されていた方につきましては、昨年度などは臨時休校等がはりましたので、どうしてもそういう影響は出てきております。

また、高齢者の世代については、やはり車がないと生活がというところの課題を持っていらっしゃるしまして、なかなか路線バスの利用には結びついていないという部分が見えてきている状況でございます。

あわせまして、乗合タクシーの利用状況、こちらのほうも平成24年をピークにして年々減少をしてきております。特に、近年、先ほどの路線バスと同じ理由になりますけど、コロナ

禍におきます人流の影響が大きいという状況で、通院や買物等の外出の自粛をされてあるんじゃないかというところが見て取れます。

また、乗合タクシー、運行を開始しまして10年が経過しておりますけど、当初、運行を始めました頃はドア・ツー・ドア、定額料金、1時間に1本等の好評だった運行体制につきましても、なかなかもっと利便性ができないかという御要求の中で、新しい要求が出てきているということを認識しております。

こちらのほうも高齢者の方が主な利用者になりますけど、やはり車がないとというところが片隅にあって、どうしても地域的な課題を含めたところで、直接的にはふる里タクシーの乗客数に影響していると認識しているところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

そういった減少については、やはり協議会、計画の中で、やはりきちっとデータとして話されていると思いますし、恐らくこれは結構財政負担もどんどん増えてきていますよね。堀川バスについては、平成26年度が53,000千円、令和元年度は71,000千円と上がってきているし、令和2年、3年はコロナの影響で特別国からの負担があったようでございますけれども、それはよく分かりませんが、ふる里タクシーもやっぱり利用者は減少しているのに財政負担は増えているという状況があるようでございます。現実的に、やはり利用者の減と財政負担増が見受けられます。

そういった状況の中で、少しまた話を戻って質問させていただきますが、この計画の中で、本年度予算審議資料の中に策定料7,000千円とありますが、この内訳というのは分かるでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

計画に関します予算につきましては、計画の策定をコンサルにお願いしておりますので、その委託料の中身になってきます。

内容につきましては、そこに記載のあるとおりになっております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

今の答弁はちょっとよく分からなかったんですが、その中には計画の中でのいろんなものを委託してあるということかな。ちょっとすみません。

○商工振興課長（山口幸彦君）

申し訳ございません。委託の中身についてですけど、業務内容としまして、1つは、これまで策定しておりました網計画の連携と整備を図っていただくという部分、さらには地域の現状や特性、ニーズの把握をしていただくという部分、さらには上位計画、関連計画との整

合性を持った計画にさせていただくという部分、さらに方針、目的の設定及び評価手法についてしております。そのほか、先ほどからあります計画の策定委員会等の運営支援、事前の打合せ、報告書の作成といった中身を含めましたところのコンサル業務をお願いしているという内容になっております。

○15番（栗原吉平君）

今の課長の答弁、それから先ほど市長の答弁にもありましたように、アンケートを取られるということですが、多くの自治体は策定の目標としてアンケートを取るというのがやっぱりありますけれども、それを計画の段階で随時、そのアンケートを基に入れていく、アンケートというか、住民の意見というか、そういったものを。これは、やはり相対的な評価になっていると私は思うんですね。

先ほどの答弁で——公共交通を日常的に利用している人は決して多くありません。多くの人がイメージで回答しているというのが、ありゃせんじやろうかと。こういったことでは、改善のヒントも得られないんじゃないかならうかと思っております。市民の意向を調査することに意味を持つのであれば、やっぱり地域を単純集計するのではなくて、もっと踏み込んだアンケートが必要じゃないかと思っております。実際に、やっぱり交通機関に乗り込んで調査したり、あるいは地域に入り込んで、少しでもやっぱりそういった人の意見を聞くという、こういったことをする必要があると思っておりますが、その辺のことはなされているのか、なされようとされているのか、お聞きをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

地域の生の声をいかに集約するのかというところの御質問だと思います。

先ほど、アンケート調査の項目でも答弁させていただきましたとおり、1つは、そういった郵送によりアンケート調査をやらせていただいております。

その分析の中で、議員言われますとおり、公共交通を利用している方の回答と利用されていない方の回答については、一定分析をするべきじゃないかという策定委員会の中でも御議論もいただきまして、その分析を今進めて、その内容を示しているところでございます。

あわせて、じゃ、地域の生の声をどうやって取っていくのかという部分につきましては、なかなか難しいものがございまして、ただ、先ほど言いましたとおり、社協のふれあいサロンが開催をされております。やはり高齢者の方の参加が多いという情報もございまして、その中での御意見等を集約して、それを報告させていただいているという状況でございます。

あわせて、学生の状況も1つは気になる部分でございますので、ただ、コロナ禍の中で、なかなかPTAとかの会合も開かれていないという状況がございまして、たまたまですけ

ど、9月の段階で矢部清流学園のほうでPTAの開催がされましたので、そういったところに参加をさせていただいて、意見交換をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

ふる里タクシーをいろんな形で運行状況とか、台数とか、あるいはどういった形でやっていくということは市の単独でできると思うんですが、一番私が気になるのは堀川バスなんです。堀川バスが、今の状況から考えて、今後もきちっとやっぱり運行できるのかというのが一番、私は大きく思っております。便数は増やせない、運転手はいないですね。堀川バスの後ろには必ず運転手募集と書いてありますけど、ああ、やっぱり運転手も足りないんだなと。バスも足りないし、運転手も足りないし、そういった状況の中で、ダイヤが増やせないですよということが出てきたら、これは、やっぱり堀川バスも路線バスの維持が困難になってきはせんかなと。

だからといって、市からの助成金もそんなに出せませんよということになれば、恐らく堀川バスも将来的にわたっては、やっぱり地域から撤退をせにゃいかんことになってくると思います。

となると、この新しい計画が新たなサービス提供の事業者によって替わって取られるかということなんです。そこを、やっぱり今のうちに準備しておかなくては、地域の足は恐らくなくなるんじゃないかなろうかと思っております。

この部分については副市長か部長にお聞きしますが、やはり、これはちょっと議題にありませんが、次のことを考えると、私は恐らく堀川バスも撤退せざるを得ないような状況になってくる。あんな大きなバスを空でどんどん走らせて、燃料をぼんぼんまいて、やはりあんな高いステップで乗られないような状況の中で、どうしていくのかというのを、この計画の中でちゃんと準備しておく必要があるんじゃないかなろうかと。だからこそ、こういった計画が国から持ち上がっているんじゃないかなろうかと私は思っているんですが、副市長はどんなに思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますように、前回の網計画が今度新しい計画に移る、この間に、それとそれの前から地域の事情というのが大きく変わってきておるとするのは、私たちも認識しております。先ほどの人口動向からもうかがえますように、そこは課題としてあるのを大前提に物考えたところです。

今回の委員会を開催するに当たり、一番最初、私のほうから指示させていただいたのは、事業者さんの率直な意見、これをきちんと吸い上げること、それと地元の意見というのをき

ちんと吸い上げて、全体的なプランと現実と今ある課題とを、どうやって課題を解決していくか、そこを重点的に捉えていかなきゃ、今回の計画が議員おっしゃるように、上辺だけのという話になってはいかんで、そこがまず一歩目で、それをさせてもらっています。

その中で、実際、路線バスの運行事業者さん、それと乗合タクシーをやっていただいている事業者さん、この皆さん方が実際稼働させている中での課題というのも、御自分たちの部分でお持ちになっていますので、そこは、しっかり出していただいて、全部テーブルに載せて、そしたらトータルで何ができるのか、できるところがどこまでなら、どこを行政が支援してつないでいくのか、そういう具体的な方向に今回持っていかなければいけないと、これが大前提で今回の委員会を進めていただいております。

トータルの部分での大きな5年間の、今回は総合計画に合わせたところで12年まででプランはできますけれども、当面、見えている課題、これを解決するためには、そこも別のテーブルとしてしっかり議論する必要があると考えております。

具体的に、事業者さんにどこまでできるのか、どうしていきたいのかというのを聞きながら、できないならどうするのか、それを具体的に提示させていただいて、当然、これについては事業者さんたちの御協力がないと実行できない部分がございますので、具体的な提案をさせていただいて、今、その埋められていない課題の部分を早急に埋められるように、これからまた、委員会も引き続き開催されますので、そこはしっかり詰めて、具体的に提案して、具体的に解決できるよう、しっかり努めていきたいと考えております。

○15番（栗原吉平君）

ありがとうございました。もう全ての回答をもらったような感じがするんですが。

今、地域はどうなっているかということで、日本経済新聞社が出版した「データで読む地域再生」という本をちょっと手に入れたんですけども、これはよその地域がどうのこうのということは私、あんまり好きじゃありませんけれども、いいことは、やっぱり参考にしていただきたいというのがありますので、私言うんですが、そういう地域再生という本の中に、少子化が進む中で、地域の利便性が欠かせないために機能集約のために鹿児島県の東串良町にある集落では郵便局が地区から撤退したために、地域の30戸で業務運営を委託、空き家を食料品店に替えて業務を委託したと。あるいは兵庫県の神河町ではJAやガソリンスタンドもなくなり、町役場の支所職員まで撤退したために住民票や証明交付業務まで町から受託したという集落300戸の世帯が出資して株式会社を設立した。こういったところが全国津々浦々出てきているんですね。単独で集落の存続が困難になり、住民が課題に向き合い周辺を巻き込んでいっている状態だと。

私は、このような状況は望んでいません、本当はですね。お互いが、やっぱり自助、公助、共助というならば、やはり公共交通の確立はきちっと、やっぱり絶対的にやっておかにゃい

かんと私は思います。

八女市第5次総合計画の139ページに、住み続けたくない理由というアンケート結果を見つけました。その第1位が「地域の行事や近所づきあいがわずらわしいため」と第2位が「買い物などの日常生活に不便であるため」、この2つを合わせたら60%。この2つで、やっぱり地域を離れるという、これは八女市特有の課題とっております。

そこで、少しまだ時間があるようでございますので、質問しますけれども、昨年7月から10月まで八女市循環バス実証運行、これは1回300円限りで八女市内を循環バスが試験運行されましたが、これはどのように分析をされておりますか、お聞きをいたします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

循環バスにつきましては、議員言われました期間をさらに延長させていただきまして、3月31日まで実証実験という形で実施をさせていただきました。

当初、循環バスにつきましては、回遊性のメリットを生かしまして、地域をつなぐ路線バスや地域を網羅しているふる里タクシーと連携をさせて、公共交通の利便性を上げることを目的として行っておりました。

しかし、利用状況から、病院や商業施設の利用は端的にあるものの、その一つ一つを循環性というか、次の目的地に移るといところで回遊性を生かした移動の利用状況はなかなか見て取られないような状況でございました。

あわせまして、利用が伸びなかった要因としてそこに出てくるのが、乗り継ぎに課題があったんじゃないかと。例えば、ふる里タクシーから病院を受診されて、それから循環バスに乗り継いでとなってくるんですけど、そういった乗り継ぎについての課題があると思っております。

今言いました例にプラスしまして、例えば、福島バス停まで路線バスで来られまして、それから循環バスに乗って公立病院に行かれたといところになってきますと、じゃ、どの路線に乗れば公立病院に行っているのかというのが、なかなかバス停の中で分かりにくいといところが課題になってきているんじゃないかなと思っております。

なかなか地域に点在する目的地を効率的に移動するには、単一の路線、例えば、ここからここまで始点、終点をずっと一本一本を路線としていくのは難しい状況でございます。どうしてもある地点を拠点として設置をしまして、そこから乗り継ぎをしていただくことによつて効率的なバス運用ができるんじゃないかと思っております。

ですから、今回の循環バスの中でも見えてきました乗り継ぎのやりやすさという部分を考えていかなくちゃいけないと考えているところでございます。

また、今回、課題を含めまして、公共交通体系の基本である路線バスとふる里タクシーを

ベースとしながら、さらなる利便性向上のため、分かりやすく安心して利用していただける公共交通機関の構築に取り組まなければならないという総括をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

言っていることはよく分かります。

私が聞きたいのは乗車率。どのぐらいの乗車率があったのか。私も何度か見ましたけれども、ほとんど空でしたよね、恐らく。ほとんどという言い方はいかんけれども、乗車率は。大体でいいです。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

循環性の乗車率といいますか、利用状況につきましては、1日8便させていただきました。平日は東ルート、西ルートという部分、休日は高速バス停から立花の道の駅までの往復という形でさせていただいています。

乗車率、全体を合わせますと、1便当たり0.7人という結果になっております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

ありがとうございます。

このようなデータを、この次の交通計画にちゃんと、やはりデータとして残して、やっぱり検討せにゃいかんと思っております。

また、これもほかの事例でございますけれども、山形県の鶴岡市の庄内交通が同じようなバスを出してございまして、人口減少に伴う利用者減に加え、長引くコロナ禍や燃料価格高騰などの影響で苦境にあえぐ地域交通機関が発想の転換で乗客数を飛躍的に伸ばしたのが、この山形県鶴岡市の庄内交通というところでございます。市の中心部を循環する路線バスの運行便数を4倍に増やしたと、バス停を20か所以上新設したと。減便や路線縮小に動く交通機関もある中、地域の活性化の第一歩は利便性を高めることが重要だということで、3つの路線バスを12人乗りのワゴン車に替えた。12便から48便に増便して、バス停も300メートル間隔を基準に58か所から79か所に増やしたと。小回りが利くワゴン車が高齢者世帯が暮らす狭い道路を抜けて中心部のまちまで循環するようにしたところ、通院や買物の利用が増え、一定の観光需要もあったということでございます。1か月で乗客数は前年同期の3倍に急増したというニュースもありました。

こういったことをきちっと、やはりデータとして残しておくということは必要じゃないかと思っております。

また、よくこれも東部の方が——黒木、星野、矢部、上陽含めてですね、やっぱり久留米や福岡まで行くのに、やはり土橋で一遍降りて行かにかいかんという、この不便さ。これが何か解消されているように、私、ちょっとお聞きしたんですけれども、また、同じように土橋を通じて公立病院までは、あそこで降りて、また切符を替えて、またダイヤを見て調整して行かにかいかんという、そういった乗り継ぎの苦労というのは八女市としてどういう政策を持っておられるか、ちょっとお聞きします。

○商工振興課長（山口幸彦君）

乗り継ぎの課題につきましては、先ほどから答弁の中でもお答えさせていただきましたとおり、高齢者の方については、そういった時刻表を見るとか、これをこうしてというところが、なかなか難しいという認識がございます。

ただ、それをどのように分かりやすく表示していくのか、また、分かりやすい移動手段を提示していくのかというのが課題ではないかと考えております。

その中で、バス停の整備、上屋の整備という部分が入ってくるのではないかと考えておるところでございます。

○15番（栗原吉平君）

先ほど副市長の答弁で、全てのことを今度の会議の中で、きちっとやっぱり話し合うということでございましたので、詳しいことは聞きませんが、今回、この活性化再生法の第4条には次のようなことが書かれております。各市町村を超えた広域の見地から、市町村と密接な連携を図り、活性化再生に取り組むこととあります。

今回の見直しの中に、そういうことが書かれてありますけれども、生活圏として自治体内での移動ではないわけですね、今。というのは、やはり例えば、八女の近辺の方は広川町もある、筑後市もある、立花は鹿北もあろうし、星野はうきはのほうもあろうしですね。自治体だけの移動というのは、生活圏はそこだけじゃないわけですね。

そこで、近隣市町村とのそういったつながり、あるいはこれには活性化の再生とか書いてありますが、観光も含めて、やはり他県、あるいは他町村とのこういった協議というのは、例えば、観光振興課長にお伺いしますけれども、八女市とほかの町村とのいろんな協議の中で、公共交通の果たす役割というのもきちっとしなさいよと、この今回の見直しはある。そういったところはどのように認識されておるのか、ちょっとお伺いします。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今御質問の内容というのは、やっぱり域外、要するに市外の観光施設であったり、地域との連携をすることでという御質問であったかと思えます。

今回、策定委員のほうには私も参加させていただいておりまして、その大きな基本施策の

中に観光客をいかに公共の交通機関に入れていただくかということも、一つの策定メニューの中に入れていただいているところでございます。

市単独ではございませんが、実は、その導入計画の中に、今、一番先進地であるとフィンランドになるんですけど、MaaS（マース）——Mobility as a Serviceというサービスがございまして、要は公共のバスで、例えば、サッカー場に行く場合、私は上陽ですので、上陽から山内まで堀川バスで行って、今度は羽矢線に乗り換えて黒木中学校まで行って、それからタクシーで行くというのは、やっぱり自分で検索せんといかんわけですよ。これを検索から乗車、決済まで一括でやる方法、MaaSという取組があるということなんですけど、そういう事業を観光を取り組む場合には入れていければ、先ほど議員がおっしゃったような域を越えても、要するに八女から筑後でも、八女から久留米でも行けるような取組ができるんじゃないかなと思います。

今回の御質問はどういう施策というメニュー内容でございましたので、そういうところも委員会の中で発言していただきながら取り組もうと思っております。

以上でございます。

○15番（栗原吉平君）

そうでした。観光振興課長も今度の計画の見直しのメンバーということでございましてですね。公共交通がもたらすいろんな影響というのは、ただ単に生活の人々の足だけで、その生活圏だけでなく、ちゃんと地域との連携を取って、観光客も買物も、やっぱりお互いができるような交通計画を立てなさいということなんです。八女市だけで交通計画を立てると、どうしても、やっぱりぶち当たるところがあるとですよ。

例えば、昔、市長は知っているかどうか分かりませんが、堀川バスは鯛生行きのバスがあったんですよ。大分県の鯛生金山行きのバスもあったわけですよ。もうみんな、それに乗って鯛生と行ったり来たり、あるいは筑後と行ったり来たり。そういったことがこの計画の中にも、きちっとやっぱりそういったことで、ほかの町村と連携していかねばいけませんよというのがこの計画だろうと思うんですね。

そういう意味では、例えば、八女市も観光人口を増やす増やすと言いながら、自治体だけで何でもかんでも決まってしまうと、ほかにどこにも行けないようなやり方というのは、ちょっと私は弊害が起こるんじゃないかなと思うんです。

昨日、おととい、矢部地区で廃品回収がありました。廃品回収の中に、私もほかですからこんなものを入れておりました。鯛生金山のパンフレットを、これはどこに来るか分かりませんが、これは八女市内に来ておりましたかね。鯛生金山のパンフレットが来るんですよ。こんな隣で、こんなすばらしい事業をやっているのに、ここにアクセスが書いてあって、八女市のことも書いてないけど、福岡県だけ書いている。隣接している地域の、例えば、

お祭りとかですね、紹介すればいいじゃないですか。私は鯛生金山がいかんとは全然言っていない。こういったことで自治体がみんな閉鎖的に、みんな我が物、我が物になっているんです。菊池の祭りであつたら八女市に来ていただきたい、鯛生金山の祭りだつたら八女市に来てくださいと、春やつたら大藤を見てくださいというふうな、こういった連携が全くされていないですね。私はこれを特に感じます。だから、矢部村のところは、星野村のところはと言われるのは、そのせいかなと思って。中心に考えれば、うきはの祭りとか、いろんなものがあって、星野を中心にやりよるじゃないですか。生活圏もそういうふうになるから、この計画はそこまで足を延ばして話をしてくださいよというのが、今度の大きな目的。

そのためには、きちっとやっぱり先ほど言ったように、データを集めて、隅々の末端の意見の人まで十分来て、そして、それを分析して積み上げていかないと、ただ単に、はい、上滑り的な議論で決まりましたから、議会に報告して来年度実行しますよという言い方は、私はどうかなと思っておるところでございます。

そこで、時間もありませんので、最終的には市長の御意見をお伺いしたいんですけれども、いろんな地域の問題とか公共交通含めて、やはり治療せやんところは治療せやんと思うんですよ。治療するところはですね、バスの便を減らしたり、あるいはタクシーの減便をしたり、治療するところは治療せんとお医者さんがいるし。それから、バイパス、交通網は人間の体でいうと私は血管だと思っているんですよ。そんなに大事なもんだと私は思っている。交通網がきちっとしておかないと、血管が動かんと、体も動かんし。血管に傷があつたら、とにかくそれから壊死して、どんどん広がって行って人間の体をつぶすような感じで、私は公共交通を思っております。まちの方は、どこでんそげんバスのあるじゃないか、タクシーのあるじゃないかと言わすけれども、これは東部の方に限っては、そういうイメージで思っていないです。みんな、この自分の足をどうするかということで真剣になっている。

そういう面では、市長にお願いしたいんですけれども、やはりね、これは早急に来年3月までにまとめて、はい、出しますよじゃなくて、一、二年かかってもいいです。じっくり調査して、分析して、どうあるべきかということきちっとしておかないと、これはもっとどんどん転居者が増えていくんじゃないかと私は思う。矢部村も1,000人から900人台に落ちました。これはもう交通の足ですよ。どうやって足を確保するか。これを真剣にやっぱり考えて、市長にそこの辺の答弁をお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

御答弁が逆になりますけれども、今広域的な交通システムの問題、御指摘をいただきまして、私も大変重要なことだろうと思っております。

私も、その鯛生金山のパンフレットを見させていただきました。八女で鯛生金山を何か生かせないのかということ今、頭の中で考えています、正直申し上げてですね。

というのは、今、玉名八女線という県道の県境に隧道がありまして、そこにトンネルを掘って、そして和水町、あるいはまた玉名地域との交流を深めるために、今その取組を行っているところでございまして、熊本県とも十分話しながら進めているところでございますが、やっぱり県境の和水町にも古墳祭という盛大な、実は岩戸山古墳と同じように歴史の価値が非常に高い古墳があって、そこに祭りがある。そうすると、私どもは八女のまつりというのがありますよね。その交流はもうやっているんです。和水町からも八女のまつりに来てもらう。八女からも古墳祭に行くということをやらせていただいておりますので、これからは、やっぱり議員おっしゃるように、単独でいろんな観光事業をするにしても、道路にしても、考えていかなきゃならないわけですので、そういう点はしっかり検討していかなきゃいけない。やはり単独では市民の経済の面でのメリットにもつながらないと思っておるところでございますので、鯛生金山の問題については日田市長とちょっとお会いしようかなという気持ちも今持っているところでございます。

それから、今策定委員会の様々な御指摘をいただきました。

策定委員会、あるいはまたアンケート等の意見、たくさんありますね、議員おっしゃるように。それと、ほかに直接職員に、こんなことがあったから、これをどげんかしてくれという意見もあります。アンケートには書かない、書けない。それとか、直接私に市長へのはがきで、この交通網に対する意見とか要望というのがあります。年間300通ぐらい市民の皆さんから要望のおはがきを頂いております、一つ一つ解決できるところから解決をしていかなきゃいかんと思っておりますし、また、やっているつもりでもおります。

そういう中でも、私に来るはがきの中でも、例えば、1つ例を挙げますと、停留所ですね、土橋の停留所じゃなくて普通のバス停に行ったら、買物行ったとか、その人は買物だったかな、川崎病院だったですかね、行って、そしたら帰るときに雨が降り出したと。傘を持っていないと。しかし、バスは待っておかなきゃいかんと。そうすると、離れたところ、雨に濡れないところに避難しとかなきゃいかんと。バスに乗り遅れたら大変だと。ですから、バス停に屋根のついたものを、雨に濡れないで待たれるようなものを一つつくってこないかと、そういう御意見も実はございます。

議員おっしゃるように、いろんな御意見がありますので、そういう面では、やはりできるだけ市民の皆さん方の声を大事に聞いて、まず、そういう御意見から解決できるものは解決をしていく。

そして同時に、今、副市長が申しあげましたように、策定委員会でしっかり議論をしていただいて。

ただ、考えてみますと堀川バスが、もうこれ以上路線を増やすと経営が成り立っていかない、倒産するという状況になった場合に、倒産はさせられないわけです。倒産はさせられな

いならどうするかと。じゃ、ここまで見てもらうのかと。じゃ、これから先はどうするかと。行政が責任を持たなきゃいかんということになってくると、当然財政が伴ってきます。

そういうことも含めて考えていかなきゃいかんだらうと思っていますので、十分この交通体系については、しっかり取り組んでいかなきゃいかんと思っていますので、よろしく願いいたします。

○15番（栗原吉平君）

ありがとうございました。私は、やはり市長、副市長も言いましたけれども、今までの計画じゃなくて、やはりプロジェクトチームじゃないけれども、やっぱり専門的な人を入れて、どうするんだということを真剣になって考えていただきたいと思っています。

私も、あと1年ちょっとで70歳になります。最近、足が痛い。これはよく考えてみると、やっぱり足は大事だなと。そう考えると、やっぱり地域の足はこれだけ大事なんだなということをつくづく感じます。ぜひいい計画の基に、いいプランを立てていただきますようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

15番栗原吉平議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番川口堅志議員の質問を許します。

○4番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。4番川口堅志です。コロナも少し落ち着き、国も県も社会生活の促進、それから、経済対策の取組に力を入れ始めました。私たちも少しでもお手伝いできればと思っています。日々躍進することを祈念いたしたいと思います。

本日は不法投棄問題の質問をしたいと思います。

1つ目は、不法投棄の現状はどの程度把握しているか、2つ目は、現状の防止対策はどのようにしているのか、3つ目は、今後の防止対策で効果的な対策はあるのか、この3点をお伺いします。

詳細には質問席にてお伺いしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○市長（三田村統之君）

4番川口堅志議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、不法投棄の現状と防止対策についてでございます。

不法投棄の現状はどの程度把握しているかというお尋ねでございます。

不法投棄については、人目につきにくい場所や人があまり立ち入らない場所で多発しており、状況に応じて警察や福岡県とも連携し対処しておりますが、発生を抑えることが難しく、原因者の特定にも苦慮している現状です。

次に、現状の防止対策はどのようにしているのかという御質問でございます。

広報紙や公式ホームページを活用した啓発、看板や監視カメラ設置による未然防止、懸案箇所の巡回パトロール等の対策を講じております。

次に、今後の防止対策で効果的な対策はあるのかというお尋ねでございます。

不法投棄は、どの自治体も絶対的な対策がなく、対応に苦慮している問題です。効果的な対策を図る上では、警察や県との連携を深めながら、不法投棄は犯罪であることの啓発強化を図り、市全体で不法投棄に対する理解や意識を高めていくことが重要であります。

引き続き具体的な対策について検討を行い、不法投棄の防止に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○4番（川口堅志君）

市のホームページには、不法投棄は警察から立件されますと10,000千円以下の罰金、もしくは5年以下の懲役となる重大な犯罪行為です。まずは、ごみを捨てられないように所有者は管理に御注意くださいと、それから、不法侵入されないように柵を設ける、畑や林を荒らさないで、不要なものはきちんと片づけておき、雑草などはきちんと刈り取る。所有者の土地に捨てられたごみの処理は、その土地の管理者、もしくは所有者の責任で処理をしていただくことが原則となっておりますと明記をされております。

自分の財産は自分で管理することとなっておりますが、なかなか一個人では対応できる問題ではありません。本市と住民が一体となり対策を取らなければ、八女市もごみの山になりかねません。

現状は山間部、林道や脇道に入ると不法投棄がたくさん見かけられます。なかなか減少しないと、土地、山林の所有者の方々も困り果てております。

本市としてのパトロール等は現在どのように行われているか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

まず、不法投棄の発生状況について簡単に申し上げますと、市長答弁にもございましたように、人目につきにくい場所でありましてか人の出入りが少ない場所、これは管理が行き届いていないような場所、そういったところも狙われやすい箇所となっております。また、車道の付近、要は運び込みやすい場所、こういったところが狙われやすい場所として考えております。

まず、議員がおっしゃったように、廃棄物の関係法令によりますと、自分の土地に不法投棄をされないように、所有者でありますとか管理者、本人が処理をしなければならないとされております。しかしながら、現実的には常時見張っておくということは非常に困難なことだと思います。よって、予防対策というものが重要となってくると考えております。

そのような中、市の予防対策の一つといたしまして、巡回パトロールを行っております。本庁及び各支所において、懸案箇所を中心に実施しておりますところでございます。

また、県においても産業廃棄物の適正処理の指導を行う立場にあることから、日常的に巡回パトロールを実施されておりますので、県との連携も図りながら未然防止に努めておるところでございます。

以上です。

○4番（川口堅志君）

ありがとうございます。

連携を図りながらということですが、不法投棄の実態の把握は各町内や市民、あるいは各種団体等の協力がなければ、なかなかできないと思うんですよ。そこで、どのように協力要請をされているのか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

市民の皆様方との協力体制ということについての御質問であるかと思えます。

おっしゃいますように、我々も先ほど申しましたようなパトロール等で情報収集に当たっておりますが、やはり市民の皆様方が持っている情報、こういったところは確かにあるんだろうと思います。しかしながら、現時点におきまして、そういう組織的といいますか、統一的な形で市民の皆様と協力体制の構築は今のところではできておりません。

状況としましては、個々の不法投棄の状況に応じながら、行政区長さんでありますとか、環境衛生協議会等と連携して情報提供等の協力をその都度都度お願いするようなケースが多い状況でございます。

以上です。

○4番（川口堅志君）

情報提供等は遠慮なく言っていただければ、しっかりと協力をさせていただきますが、しっかりと実態を把握して対策を講じなければ、不法投棄はなかなか減りません。

不法投棄を発見した場合の通報システムは必要と思われませんが、ある市では地域住民の方々にお願いするに当たって、不法投棄見回り隊の腕章などを作って配付しているところもあると聞きます。

このような対策は非常に効果的だと思われませんが、八女市におきましては、具体的に把握するに当たって、どのような対策を取っているのか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

現状の把握について、市においてどういった対応をしているのかという御質問かと思えます。

議員がおっしゃいますように、不法投棄の未然防止や再発防止のために、実態を把握することは大変重要なことだろうと思えます。

把握に当たりましては、個人さんから寄せられる通報でありますとか、警察や県との情報の共有、また、巡回パトロールによって、情報収集及び現状の把握を行うことが多いというのが状況でございます。

現時点におきまして、地域の住民の方々と連携した形でのシステムというものは、その対応に至っておりません。地域住民の皆様との連携につきましては、今後の研究課題であろうと考えております。

以上です。

○4番（川口堅志君）

地域住民と連携したシステムというのは非常に効果的だと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

不法投棄防止対策として、いろいろな方法があると思えます。看板もよく見かけますが、この看板も果たしてどれぐらいの効果があるのか、疑問でございます。ある町内では、神社のミニ鳥居を作成して、そして、道路脇に立てているところを見かけますが、この方法はかなり効果的じゃないかと私は思っております。捨てようとは思いませんので。

本市としては看板以外にどのような対策を取っているのか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

まず、看板の件ですけれども、看板につきましては、環境衛生協議会のほうで作成しております。行政区長さんの申請に基づいて提供し、それぞれの地域に設置していただいております。

看板の効果といたしましては、やはり看板を立てることで、この場所は監視をしっかりとっているんだと、監視の目があるんだというメッセージを相手に与えるという効果はあると思えますが、じゃ、看板だけで対応できるかという、それだけではちょっと物足りなさもあるのかなと思っております。

看板以外の対策ということでございますが、そのほかでは、今、公用車に「不法投棄監視中」と書いたマグネットシートを貼ったり、あと、監視カメラ、こちらの貸出しというもの行って、対応に当たっている状況でございます。

以上です。

○4番（川口堅志君）

監視カメラは非常に効果的だと思いますので、よろしく願いをいたします。

不法投棄をなくすには、廃棄物等の持込み場所を明確に周知して、そして、有料、無料にかかわらず、しっかりフォローアップすることが必要だと思います。

回覧板等で周知はしているのは把握していますが、対策として各町内に要請して、不法投棄パトロール隊などを要請していただくことも必要だと思います。この件は、市民からのありがたい意見でございます。また、先日の市民と議会の懇談会におきましても、ポイ捨て条例はできないかという質問がございました。市民の意識は、不法投棄にはかなり高いものだと改めて認識しているところでございます。

不法投棄は許されない犯罪行為であることを周知するための有効的な看板やポスター作成、そして、対応窓口の設置、対応マニュアルの整理なども検討していただきたいと、このように思っております。

看板等のごみステーションなどでの活用も見据えて、具体的な罰則、警察との連携を明記、統一的な対応窓口の掲載、より具体的な情報の導入を促す、多言語での掲載も有効だと思いますが、市としてはこのようなことが可能なかどうか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

今後の防止対策として、効果的な対策はあるのかと、今、議員のほうからも幾つかの事例を交えながら、可能な対応はあるのかという御質問をいただいたと思いますが、まずは不法投棄をなくす上で、廃棄物、こちらの適正処理をしっかり啓発、強化していかなければならないということで考えております。

分別説明会等も行政区等の要請等により出前講座的にやっておりますけれども、こういった説明会の機会も増やしていければと考えております。

また、不法投棄に家電製品が不法投棄されるケースもよくございます。これにつきましては、リサイクル対象の家電の処分費が惜しくて不法投棄してしまうケースも見られるようでございますので、こういったリサイクル対象家電につきましては、購入時にリサイクル料金、この辺を先払いできるような制度の見直しができないかとか、こういったことも国や県に要望や、共に考えながら対策を練っている状況でございます。

それと、提案の中にございました市民によるパトロール隊でございますけれども、いろいろ事例を調べてみますと、パトロール以外にも、その団体で地域の美化作業とかも行ったり、パトロール活動そのものが地域の活動としてしっかり根づいている、こういった地域もあるようでございますので、こういった先行事例の研究をまずはしっかりさせていただきたいと思っております。

あと、条例とか、そういった整備につきましても、本市のほうでも今、環境保護条例とか廃棄物に関する条例とか設けておりますので、この辺をしっかりと分かりやすく市民の方々に

啓発もしながら、議員のお話にもありました不法投棄は犯罪ですよと、こういったキーワードをしっかりと定着させていきたいとも思います。

また、不法投棄はなかなか市だけの対応では難しく、警察でありますとか、県とか、あるいは周りの自治体、こういったところと連携する必要がありますので、例えば、市民の方々のパトロールでいろんな情報提供をいただくという機会を得ましたら、こういった市民と行政機関がどう連携を取っていったらいいのか、また、対応窓口をどう設けたらいいのかとか、こういったことも考えていく必要があるかと思っておりますので、その部分についてもしっかりと研究しながら、あわせて、より効果的な啓発のツールですとか啓発の方法とかも含めながら検討をしっかりとやっていきたいと思っております。

以上です。

○4番（川口堅志君）

可能なものは、可能な限りぜひぜひ検討をしていただきたいと思いますと思っております。

不法投棄は八女市のまちの美しい自然環境や生活環境を悪化させることとともに、市民生活に悪影響を及ぼす犯罪行為であることは私たち市民も認識をしております。このような重大な問題に市民一同しっかりと取り組んでいかなければ、子どもたちに自然環境の財産を残すことはできません。

このような状況の中で、防止対策の有効手段として、先ほど監視カメラはあるとありましたが、ぜひぜひ監視カメラの今後の設置をお願いしたいと。現在、不法投棄監視カメラの設置はありますね。今後の対策をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

まず、監視カメラについてでございます。

現在、環境衛生協議会におきまして監視カメラの貸出しを行っております。実績としまして、常習的な不法投棄が行われている箇所については、警察や行政区長さんの方々と連携しながら実際に設置を行っている場所もございます。今後も監視カメラの有効利用、こういったものもしっかり啓発を含めてやっていきたいと思っております。

監視カメラ以外でも有効なツールとかあれば、積極的に対策強化を図っていきたくて考えております。先ほど市民パトロールの御提案というものもございました。例えば、今、公用車に「不法投棄監視中」の文字が入ったマグネットシートを貼っておりますけれども、これを御協力いただけるような市民の皆様の方に貼ってもらって、巡回パトロールの効果を増すことができるのではないかと、こういったところも1つの対応として考えていけたらなと思っております。

絶対的な対策というのは、なかなかないかもしれませんが、様々な情報を取り入れながら、より効果的な対策、これをしっかりと絞り出して対応に当たっていきたくて考えてお

ります。

以上です。

○4番（川口堅志君）

市民の皆さんも、お願いすれば喜んでお手伝いをしていただけるものと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

様々な取組の中で、パトロールをすることにより不法投棄が減少して、各町内会などの協体制をしっかりと取りながら、いつでもパトロール隊が回ってくるぞという認識を持っていただくことにより減少するのではないのでしょうか。また、監視カメラが1か所、2か所でもあれば警戒の一端になると思います。さらに、市民目線のパトロール隊が設置をされれば皆さんの意識が向上し、不法投棄防止につながる第一歩となると思います。

先ほど申しました不法投棄パトロール隊の腕章等も視野に入れて、八女市民全体で不法投棄防止に努めて、自然環境、生活環境を次世代につなぐことができると思います。

最後に、本市としての総合的な見解を担当副市長にお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

冒頭の市長の御答弁と結局は同じことを申し上げることになると思いますが、不法投棄は罰則指定もある非常に重い犯罪でありながら、なかなかその対応については各自治体苦慮しているという実態があります。

1つには、やっぱり私どもはこれが犯罪であるということを啓発していかなきゃいけないと。それと、やっぱりそれを許しちゃいけないと。不法投棄を見つけたら、しっかり通報していただいて、私どもはしっかり対応していくと。警察とも連携を取りながら、捨て逃げを許さないような取組をしっかりとやりたいと。

そして、一番重要なのは、やっぱり捨てさせないということでございますので、議員がおっしゃったように、監視をしていくというのは非常に重要なことだろうと思っています。柵を設けて、草を刈って、まるでイノシシの防除対策と同じようなことをやらざるを得ないという非常に情けない状況でございます。本当に犯罪を犯す人の気持ちが私には理解できないんですけれども、しっかりとここはさせないようにしていかなきゃならない。そのためには、議員がおっしゃるように市民との連携を十分やっていかなければならないとは思っております。行政職員だけで回っても手が足りませんので、以前の合併前の町村でいえば、農家の方とか軽トラックの後ろに「不法投棄監視中」「パトロール中」というステッカーを貼って農作業に行ってもらったりとか、日常的に監視をしているということを不法投棄を行う不屈な人間に、ここは地域ぐるみで不法投棄を許さないまちの活動をしているんだというこ

とを分からせる、そういった取組が大変重要じゃないかと思っていますので、議員の御指摘をしっかりと受け止めまして、今後どのような対策が効果的であるか、市民との連携をどう取り組んだら抑止力が上がっていくのかということをも十分研究しながら取組を進めてまいりたいと思います。今後とも御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○4番（川口堅志君）

不法投棄対策は行政個人ではなかなかできないと思うんですよ。市民の皆さんにもしっかりとお願いして、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

4番川口堅志議員の質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さん御苦労さまです。日本共産党の松崎辰義です。私は、さきの通告に基づき、一般質問を行います。

まずは、行政区の困りごとについてであります。

10月末に知り合いの方が相談に来られました。自分たちの住む行政区のやり方がおかしい。住民が納得していない。市に相談しても行政区で解決をしてほしいと言って対応してくれないという話でした。基本的には、行政区のことは行政区内でみんなで話し合い、解決するのが一番いいのは分かっていますが、話し合いが解決の糸口が見つからないからの相談事だと思います。もっと親身になって相談に乗るべきではないでしょうか。

次に、国道3号線バイパスの問題であります。

一時ストップしていたバイパスの計画が動き出しました。地元忠見では不安の声も広がり、2つの行政区から要望書が出されております。これらの要望書について、どのような対応を考えておられるのか、要望書には5項目の要望が出されていますが、これら一つ一つ丁寧に対応していただきたいことを強く望むわけです。今後、地域との話し合いは行われるのでしょうか。話し合いができるなら、いつ頃になるのでしょうか。市の考え方を伺います。

次に、統一教会の問題についてであります。

昨年の12月に、おりなす八女において統一教会の集まりがあったと聞き、驚きました。今まで八女市での統一教会の集会や活動、関連団体の動きなど、聞いたことがありません。まず、市は統一教会をどのように認識されているのでしょうか。八女での集会はいつ、どこで、何の目的で何人規模で行われたのでしょうか。これらの集会については、どのように考えておられるのか。また、今後、統一教会には、どのような対応をしていかれるのか、お聞きいたします。

最後に、インボイス制度についてであります。

来年3月までに受付を済ませて、10月から実施となるインボイス制度ですが、なかなか受付も進んでいないようです。農業についてですが、農協特例や市場など、制度から外されており、私の勉強不足からの心配でした。しかし、兼業農家や会社員などを辞めた後、農業をやっておられる方もたくさんいらっしゃいます。このような方々に安心して農業を続けられる方法はないものかと考えます。

次に、シルバー人材センターの問題です。

昨年、福岡県議会は、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書を出しております。これらは、全国的な動きとなっている状況にあります。市は、どのように考えておられるのでしょうか。商店街、小規模工事の請負業者等、どうなるのか、市への影響はどのようなことが考えられるのか。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、行政区の困りごとについて、市が困りごとに対応してくれないとの相談があったが市は相談に対してどのような対応をしているのかという御質問でございます。

市に対して、行政区から様々な案件の相談がございます。まずは、内容をよく聞き、市で対応すべき案件については担当課で対処し、また、市で直接対応できない場合には、関係機関等へおつなぎをするなど、解決に向けた助言などを行っております。

今後の対応はどうするのかというお尋ねでございます。

地域行政にとって、行政区は必要不可欠な存在でありますので、行政区のお困り事など御相談があった場合は、課題解決に向けて引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

次に、国道3号線バイパスについてのお尋ねでございます。

まず、2つの行政区から要望書が提出されているが、要望書についての対応は、1つは、今後、地域との話し合いは行われるのか、そして、それはいつ頃になるのかについての御質問でございます。

一括して御答弁を申し上げます。

一般国道3号（広川－八女間）バイパスにつきましては、令和4年10月7日に福岡県により都市計画が決定を行われております。

御質問の要望書につきましては、2行政区に限らず、他の行政区からも提出されております。要望内容につきましては、事業化されていない路線でございますので、事業化された後、地元要望を踏まえた協議を国と行っていく予定でございます。八女市としましては、早期事業化に向けて、国、県に対し要望を行っている状況でございます。地元への説明については、事業化後に適時実施していく予定でございます。

次に、旧統一教会の問題についてでございます。

旧統一教会をどのように認識をしているのかというお尋ねでございます。

旧統一教会は、法律等により明らかに反社会的勢力と認定されている団体ではないものの、悪質商法などの不法行為が社会的に指摘されていることは認識しております。

現在、国におきまして、被害者の相談、救済を目的とした関係省庁連絡会議が設置されておりますので、市といたしましては、その動向を注視しているところでございます。

次に、八女で旧統一教会の集まりがあったと聞くが、いつ、どこで、どのような集まりが、何人規模で行われたのか及び旧統一教会の集まりについて、どのように考えているのかにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に今後旧統一教会には、どのように対応していくつもりなのか及びインボイス制度について御答弁をいたします。

今後統一教会には、どのように対応していくつもりなのかという質問でございます。

現在、文部科学省による旧統一教会に対する質問権が行使され、調査がなされているところであり、このような動向を踏まえ、適切に対応していく必要があると考えております。

次に、インボイス制度についてでございます。

農業はコロナ禍で大きな打撃を受けている。これにインボイス制度が始まればさらなる打撃となる。市としての対策や考え方はどうかというお尋ねでございます。

インボイス制度の導入による農業への影響につきましては、農業協同組合や卸売市場を通じた委託販売をする場合は、適格請求書の交付義務が免除される特例措置があるため、影響は少ないものと思われまます。これまで、本制度の導入に向けて、関係機関と連携しながら農業者への制度の周知を図ってきており、今後も農業者への不利益とならないよう適切な指導に努めてまいります。

次に、シルバー人材センターの仕事は、多くの市民の方々から喜ばれているが、存続が厳しくなる。対応策はどうするのかというお尋ねでございます。

インボイス制度の導入に当たり、全国組織である全国シルバー人材センター事業協会が、シルバー人材センターを代表して、国に対して特例措置についての要請等を行っております。

八女広域シルバー人材センターにおいても、会員の皆様に広報紙等により制度の周知が行われている状況です。

本市といたしましては、高齢者の地域貢献や生きがいづくりにおいて、重要な組織でありますので、他市の状況や今後の経過を注視し、引き続き活動に協力していきたいと考えております。

次に、商店街への対策はどうするのかという御質問でございます。

インボイス制度の導入に当たり、国においては、所管する業界団体等を通じた広報、周知とともに、事業者向け説明会の開催、コールセンターでの相談受付等の取組が実施されております。八女市内におきましては、八女商工会議所及び八女市商工会による説明会や経営相談、個別訪問等が行われ、広報、周知が図られているところです。

本市といたしましても、この制度が円滑に実施されますよう関係団体等と連携し、商工事業者の皆様への周知等に協力してまいりたいと存じます。

次に、小規模工事の請負業者はどうするのかという御質問でございます。

八女市が行う事業に関しまして、現状では、一般会計及び特別会計に係る事業は、消費税の申告義務が生じませんが、企業会計に係る事業は、消費税の申告義務が生じます。このため、小規模工事の請負業者を含め、企業会計に係る事業の請求は、適格請求書の発行を求めることとなります。

ただし、適格請求書発行事業者の登録は、事業者の任意となりますので、登録をされていない事業者への発注につきましては、従来どおりの対応を考えております。

最後に、市への影響はどのような事が考えられるのかというお尋ねでございます。

インボイス制度に適用するためには、適格請求書発行事業者としての登録が必要となり、制度に対応した事務処理の変更も必要となります。

また、免税事業者は、インボイスの発行ができませんので、課税事業者への変更について検討が必要となります。

制度の導入に当たっては、このような事前の準備が重要となりますので、本市といたしましては、市内事業者に影響が出ることがないように、税務署等の関係機関と連携を図り、インボイス制度について必要な情報の周知を図っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

3、旧統一教会の問題について、八女で旧統一教会の集まりがあったと聞くが、いつ、どこで、どのような集まりが、何人規模で行われたのかのお尋ねです。

八女市民会館の利用申請書を確認したところ、世界平和統一家庭連合久留米家庭教会とい

う団体が、令和3年12月26日にクリスマス講演会を開催しています。利用人数は、700人で申請されています。

次に、旧統一教会の集まりについて、どのように考えているのかとお尋ねです。

八女市民会館での集まりについては、市民会館の利用許可に従って利用していただいております。また、集まりについて、市民からの苦情や御意見はいただいております。

以上、御答弁申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

市長も言われるように、行政区は大事な組織ですし、地域をつかさどる大事な集まりだと思っております。だからこそ、地域の皆さんで話し合いをして解決していくことが、さらなるまとまりをつくることになると思いますが、要は、今度の問題は、なかなかその話し合いができない、そういう状況にあると思っております。全ての人から意見を聞いたわけでもないし、中身については本当に私もよく存じ上げているわけではありませんが、とにかく話し合いができない状況だということは、よく分かっておるつもりです。

以前、総務課のほうから、町内のある方たちで話し合いを進めようとしておられるということだったので期待をしておりましたけれども、結果的にその話し合いは潰れてしまったということで、本当に十分話し合いができない状態なんだなど。それで、市のほうに行くけれども、これといった、こうしなさいということは、実際には行政のほうで言うべきことではないと思っておりますけれども、その解決の糸口、また、どういう方法で話し合いをするのか、そういう点については、もう少し親切に、親身になって対応をするべきだと思ったんですが、その点はどのようにお考えですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

まず、行政区からのお困り事、いろんな相談事でございますが、いただいている主な内容といたしまして、道路、河川愛護などの行政区内の活動に関する事、それから、町内への加入や脱退など、町内会の運営に関する問題、そういった問題をよく御相談をいただいております。

それで、ここ数年、いろんなコロナ禍の状況で、行政区の運営等については御相談をいただいているところでございます。それで、議員お尋ねの件ですけれども、どういう対応をしておるのかということでございますが、基本的に行政区からの相談につきましては、市が直接、対応できる問題と、町内会や自治会にお任せしなければいけない問題がございますので、市としてもそのような考え方で、対応策については十分相談者の方と御相談をさせていただきながら検討は進めておりますので、そういった形で対応しておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

対応していくと言われましたが、対応ができていないと言われるわけですよ。できていないというか、対応してくれないと、相談に行った方は言われるわけですから、やっぱりそこをどうするのか。さっき言いましたように、行政がこうしろ、ああしろという問題でないことはよく分かっています。行政区内、町内、その皆さんで本当に自分たちの町内はどうしていくのかという話ですから。

ただ、なかなかその話合いができないから、行政が中に入って話合いの場、糸口をつくる、そして話合いの中でも感情的にならないようにリードをしながら、やっぱりそういう問題をきちんとサポートしていく必要があるんじゃないかということをお願いするわけです。ですから、できる問題、できない問題以前の問題として、そういうところの相談に見えているわけですから、これにしっかり対応する必要があるんじゃないかということをお願いするわけです。

このことについては、市長のお耳にも入っているようですが、市長、これについては、やっぱり行政がもう少し親身な対応をしていく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

基本的な対応については、今、議員がおっしゃるようなことだろうと思います。それが簡単にいかないということでございます。やはり、地域によってはいろんな歴史もありますし、それから感情的なものも含まれていますし、いろんな要素があって、なかなか解決ができないということだろうと思います。

例えば、私が中に入ってお話しして、片づくならいいです。しかし、そのことによって行政が批判され、また、状態が変わらないということでは、これは逆効果になる可能性もあります。

したがって、今、課長が答弁しましたように、できるだけ今、議員がおっしゃるように、協力できる面はしなきゃいかん。それは当然なことですね。同じ地域の中で行政間が非常に混乱しているということは、そこに住む住民の皆さん方に多大な影響があるわけでありますから、私どもとしては今後十分状況を聴取しながら、対応できる分については積極的に対応していかなきゃいかんだろうと思っております。その点は1つ非常に難しい問題でございますので、慎重に私どもも取り組まなきゃならないと考えております。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。

市長が言われるように、確かに本当に難しい問題だと思います。やっぱり、一番は感情的にならずに話合いを進めていける人がいればいいんですけど、なかなかそれが市長も言われるとおり、行政が入ったことでかえってもめるじゃないけれども、市に対しての反感を持たれるとか、いろいろあるかと思います。

そういう話の時期とかタイミングとか、いろんな要素を加味してする必要はあるかと私も思いますので、引き続きそういうものを見ながら、積極的に私はそういう中にも入って行って、解決の糸口を見つけていただきたいということを強く要望して、この件は終わりたいと思います。

3号線バイパスの問題ですけれども、市は地域説明会を7回実施したと言われますけれども、地域で抱える心配や問題点は解消されていないと言われております。全ての人が納得するわけではありませんけれども、行政区として要望が出されているというのは、地域の人たちは納得していない、不安が多いと見るべきではないかというふうに思います。

さっき答弁の中で、バイパスについては、今、要望の内容、これは事業化されていない路線であるので、事業化された後、地元要望を踏まえて協議を国と行っていく予定ですと。このことは、地元の皆さんにきちんと説明してあるんでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

今年の10月に都市計画が決定いたしましたけれども、その前に9月ですけど、まず、今、議員がおっしゃられる2行政区から要望書を頂いております。要望書を受けるときに、当然、区長さんをはじめ、役員の方々が見えられておりますので、その場ではきちんとそういった説明をさせていただいております。

要するに、事業化しないと何も進まないといいますが、今、都市計画決定を行った段階でございまして、国のほうではまだ事業化されておられませんので、全く予算がついていないと。あらゆる要望に対して、当然、現地測量であったりとか、いろいろな環境調査、地質調査をやる必要がありますけれども、まだ今、3号バイパスにつきましては予算化されていないという状況ですので、事業化されないことにはスタートしないということで、国のほうも今のところ何も3号バイパスについては動いていないという状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

その要望書が出たときにきちんと説明をしたと。

言われるように、事業化しないと予算が出ないので、いろんな問題が協議ができないということだろうと思いますけれども、そういう問題をある人は聞いていないと言われたので、そこがちょっと私としても、その説明——事業化されていないので、予算がつかないのでできないというのは、もう一回、どういう方々に、町内に出向いて説明したのか、要望書を持ってこられた方に説明をしたのか、その説明はどのような形で行われたのか、お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

まず、忠見北行政区ですけれども、9月28日ですけど、市役所のほうに出向かれまして、区長をはじめ、ほか5名の方がお見えになりました。その場で要望内容の説明を伺いまして、

市としましては副市長以下、部長、課長、建設課のほうで対応をしております。

その中で、要望内容をお聞きしまして、当然、このことにつきましては市長名で国に要望を上げていくと。ただ、そういう時期については、まだ事業化されていないということでお伝え申し上げております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

ということは、区長さんがきちんと説明をしていないということになるんですかね。とにかく非常に心配されておられますので。

それで、近々、市長は上京されると聞いておりますが、これを推進していくための上京ということになるのでしょうか。それでよろしいですね。

それと、ちょっと気になるのが、私も図面を見せていただきましたが、バイパスと今度、開校する見崎中を中心とした義務教育学校、非常に近い。ちょっと心配をする。今の状況だと、学校とバイパスというのは、どれぐらいの距離があるのでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今、机上で図面を引いておりますけれども、あくまでも机上ですけど、約20メートルほどの開きがございます。

○21番（松崎辰義君）

今、言われるように、机上ですし、実際にするときには、まさかそのままするわけではないから、当然、外していただけるものとは思いますが、ただ、非常に通学を含めて子どもたちの周りの状況が変わってくる、ちょっと心配するところです。

騒音、そういうものを含めて、教育委員会としてはこのバイパスのことをどう捉えて、学校の対策はどのように今後、考えていかれようとしているのか、まだそこまで全く話はされていないのか、お願いします。

○教育部長（平 武文君）

御指摘の国道3号のバイパスにつきましては、まだ詳細はこちらのほうに御説明いたしておりませんので、まだ協議はいたしておりません。

○21番（松崎辰義君）

詳細は確かに言われるように、まだ示されていないんですが、近所を通ることはほぼ間違いなく、そして、それはさっきも言いましたように、市長は近々上京して、それを早く進めたいと推進までするわけですから、もうそれに向けて進めよるわけですよ。ですから、当然、考えておく必要はあるんじゃないかなと。

バイパスが通れば、子どもたちはやっぱり珍しいし、興味津々だと思います。車道だけで

はなくて、歩道も自転車が通行するところもつくられるようですので、そういうことも分かっているわけでしょうが。そういう中で、やっぱり子どもたちはそこに上がってみたりということがある。でも、だめだよというわけにはいかんだろうし、そこで学校としては、こういうものをどう安心・安全を確保していくのか。

それから、一番気になるのは騒音です。バイパスですから、車は相当なスピードで、制限速度がありますから、制限速度でいいですけども、よく学校のそばは40キロとかありますけども、バイパスですから40キロとはならないと考えます。そのときの騒音に対しては、防音壁とかはもちろん使われるとは思いますが、やっぱり騒音をいかに抑えるか。ですから、教育委員会としては、何デシベル以下には抑えたいとか、そういう部分というのは協議しておく必要があるんじゃないかと。

正確にそういうところまで細かく決めておけということではないんです。でも、そういう話合いがもうそろそろなされて、どういうふうに解決していこうか、どういう要望を出したらいいのか、防音壁はどういうものがあるのか、そういうものをやっぱり少し検討しておく必要はあるんじゃないかと思いますが、その点、どうお考えですか。

○教育部長（平 武文君）

学校といたしましては、やはり子どもたちの安全、そして教育効果というのは、一番大切にすべきテーマだと思っておりますので、時期が来て、道路の形状なり、諸施設なりといったものがございましたら、もちろん例えば御指摘の騒音等、教育に支障のないように適切な時期に要望はしてまいりたいと思っております。

以上です。

○建設課長（轟 研作君）

今、御指摘の案件ですけども、当然、住民説明会の中でも多くの意見が寄せられております。当然、こういう場合には、学校とももちろん協議はやりますけど、先ほどから言いますように、事業化後に詳細な協議を進めていくと。遮音壁とか騒音をどれだけ抑えるか。国も今までここに限らずたくさんの道をつくってこられておりますので、そういう学校のそばであったりとか、重要施設のそばを通る道をたくさんつくってこられておりますので、そこは確実に進めていかれるものと思っておりますけれども、基本的にはそういう騒音対策であったりとかは、原因者である道路をつくる国土交通省のほうが主管になると考えております。

○21番（松崎辰義君）

当然、国はいっぱいそういうものはつくってきておるわけですから、対策はされるとは思っております。

ただ、やっぱり行政として、教育委員会として、また建設課としてどういうことがいいの

か、それはそれで自分たちで調べておく必要があるんじゃないか。そして、国と協議しないと、私は国の言いなりとは言いませんけれども、国の提示のまんまではいけないと思うからです。

やはり、市としてそういうものにどう対応していくのかという基本姿勢は、私はきちんと持つ必要がある。だからこそ、もうそろそろそういう検討を教育委員会としてもしているのではないかと申し上げているんです。ぜひそれは早めにやりながら、そして、技術はずっと進歩していきますから、防音壁を含めて、騒音の問題、安全対策の問題、やっぱり新しいものも取り入れながらどのように進めていくのかということ、こちら側としても国に要望できるような材料を持ってやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、もちろん今度、市長が行かれてどういうふうに進むのかちょっと分かりませんが、めどとして、地域との話し合いというのはいつ頃までにやりたいと、そういうものの許可が下りて、予算化されて、いつ頃までにそういったことができればいいかと市としてはお考えなのか、お願いします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

説明会ですけれども、事業化されてすぐ工事に入るような事業ではございません。当然、たくさんの調査であったり、そういう用地の測量であったりとか、工事に着手する前までに数年かかるものと思われま。ですので、1つずつ、例えば現地にこういう調査が入ります、次はこういう調査をします、その都度、住民の方には丁寧に説明をしながら、こういうことを今からやっていきますという説明をしながら、現場には入っていきたくて考えております。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。

丁寧な説明と併せて、やっぱり地域住民の方、より多くの方に説明を——というのは、区長さんだけとか、役員さんだけとか、そういう話にならずに、やっぱり聞きたい方はいっぱいおられると思うので、必ずそういう場所をつくっての説明会というのを私は丁寧にさせていただくことを強く要望をしておきたいと思います。

それでは、次の問題に入りますが、統一教会の問題です。

こういうことはないとは思っているんですが、市長にお伺いいたしますが、統一教会の集会やイベントに参加したり、市長としてメッセージを送ったりしたことはございませんね。

○市長（三田村統之君）

全くございません。

○21番（松崎辰義君）

安心しました。

いろいろ聞きますと、どこかの市長がメッセージを送ったとか、どこかの市長は集会に参加したという話も、どこと云うと差し障りがありますので、そういう話も聞きますので、まさかと思えますけれども、やはりきちんと確認はしておく必要があるだろうと思ってお聞きをしたところです。

それで、おりなす八女で集会がなされて、クリスマス集会ということで700人、統一教会のほうは800人という発表をしているようですけれども、いろんなことが行われ、いろんな問題になるようなことはなかったということで一安心、それはそれとして、1年近く我々は全くそういう存在すら知らなかったわけですから、本当にそういったことに関してもう少し敏感にならなきゃいかんなどというのと、元安倍総理の殺害以来、急にこの問題がマスコミを含めて騒がれ出して、やっぱり統一教会の問題がクローズアップされてきてから、以前は靈感商法で弁護士に相談したりとかそういうのはありましたけれども、なかなかそこまでは、今のようなことまでは言っていなかったと思いますが、このおりなす八女で行われた集会、何事もなかったからいいようなものの、じゃ、それでいいのかという問題がありますので、この集会をどのように今、捉えてあるのか、その点をお願いします。

○文化振興課長（鶴木英希君）

お答えします。

文化振興課といたしましては、事業内容を確認したところ、クリスマス講演会ということでございましたので、施設の利用制限に違反するようなものではないと考えているところでございます。

○21番（松崎辰義君）

市としては、さっき答弁にありましたけれども、反社会的団体とまではいかななくても、非常に問題のある団体と認識をされております。非常に大事なことだと思いますけれども、ただ、やはり今までもう御存じのように、本当にこの問題で一番厄介なのが、国会議員が多くこの統一教会との関係を持っているということだろうと思います。

いわゆる政治の場に、私たちの暮らしの場にそういう問題が横たわっているというのが今の現状だろうと思うんですね。自民党は、9月8日に統一教会や関係団体との問題について、党の所属議員379人の点検結果を発表し、179人の接点があったことを公表したと。379人のうち179人ですよ。これだけ関係を持っている、接点を持っている。茂木幹事長は、重く受け止め、率直に反省していきたいと述べましたけれども、社会的問題が指摘されている団体との関係は、一切持たないとする基本方針の遵守を求めていくとしております。しかし、この公表後にも新たな報告漏れが発覚をしています。

こういう事態を、日本の政治は政党政治ですから、一番多い自民党にこういう接触が多いということでは、こういう事態を市長はどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（角田恵一君）

松崎議員に申し上げます。

今の国の自民党の対応についての部分については、市長は個人的な見解になる可能性があります。市長としての問題というのは、なかなか答弁できないと思いますけど、よろしいですか。

○21番（松崎辰義君）

分かりました。いいです。

ただ、私が一番言いたいのは、やっぱり我々政治家というのは、そういうものが本当に潔白で、そういういろんな団体と接触を持つことは非常に問題があるということで、私たち議会からも意見書を出すようにしていますので、そういったことをやっぱり考えていく必要があるなと思っております。

統一教会のほうから各議員に文書が届きました。共産党の2人には来ておりませんが、内容を読みますと、自分たちがやっていることに問題はない、自分たちもきちんと反省をしながらやっているんだと言われておりますが、果たしてそうなのかというのは問題が物すごくあると思っております。反社会的団体とまでは言えないと言われてきましたが、私は反社会的団体だと思っております。

これは、なぜそう言うのかということで、2つの例を紹介したいと思います。思想信条の自由を侵す団体という確認は、札幌地裁の2つの確定判決で明らかであると言われております。

1987年、昭和62年2月に提訴した、青春を返せ訴訟、2001年、平成13年6月に言い渡された札幌地裁判決では、統一教会の伝道教化活動は、社会的に見て相当性が認められる範囲を逸脱した方法及び手段を駆使した原告らの信仰の自由や財産権等を侵害するおそれのある行為であって、違法性があると判断すべきものであるという判決が1つ下りています。

それから、2012年、平成24年3月、札幌地裁の判決では、信仰による隷属は、あくまで自由な意思決定を経たものでなければならない。信仰を得るかどうかは、健全な情緒形成が可能な状態でされる自由な意思決定である。統一教会の場合、入信後の宗教活動が極めて収奪的なものであるから、宗教性の秘匿は許容し難いと言わざるを得ないとして、踏み込んで断罪をしていると。

したがって、統一教会の伝道活動そのものが国民の思想信条の自由を侵害する違法行為であるとする判決が確定しているわけです。

すなわち、宗教団体とは言い難く、反社会的な団体であると、これは裁判所が出して、それを弁護士さんたち、全国弁連、いわゆる全国霊感商法対策弁護士連絡会、統一教会による霊感商法被害の根絶及び被害者救済に取り組む弁護士によるネットワークなんですからけれども。

こういうものがこの八女市の周りに起きつつある。起きているとは言いませんけれども。ですから、非常に注意すべき、警戒すべき問題だろうというふうに私は捉えています。市としてはどのような捉え方をしてあるのか、お願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

旧統一教会につきましては、高額献金や霊感商法など、社会的な問題が指摘をされておる宗教団体であり、悪質商法など不法行為を認めた民事判例の判決が多数ある団体であると認識をしております。

また、このような団体との関係において、市として市民に誤解を与えるようなことがないように、適切かつ慎重な対応が必要であると考えております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

ちょっと具体的に聞きたいと思いますが、より慎重な対応と言われますけれども、何がより慎重な対応なのか。例えば、関連団体でも結構ですし、その前に関連団体は幾つぐらいあると思われますか。関連団体の実態というか、そういうものを市としてつかんでありますか。つかんであったらお願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

市として関連団体の数については、調査はいたしておりませんが、議員から頂いたリストによりますと、75件のリストを頂いております。

○21番（松崎辰義君）

さっき言った全国弁連のホームページに関連団体の名前がついていましたので、私も見ましたけれども、それを見ただけで77団体あるんです。名前を覚えるのも大変だなと思います。ですから、これを慎重にと言われましても、具体的にどう取り扱っていくのか、よければ対応、こういうふうにしていきたいというのがあれば、お願いします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

市長の答弁にもございましたけれども、文部科学省のほうで宗教法人法に基づいて質問権が行使されておまして、調査が開始されております。また、国会では被害者を救済するための悪質な献金を禁止する法案が現在、審議されておるところでございます。

市といたしましては、そのような国の動きを踏まえまして、法令に基づきまして適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

法令に基づいて適切に対応するじゃなくて、迅速に。実際に、例えば明日、そういう団体が仮に来たと。国がやっていることはよく分かります。それに基づきとか、いいですけども、市としての対応を迅速的にまずどうするのか。関連団体が来た場合に分からないかもしれない。でも、名前を見ておけば、あっと思うかもしれない。そういう具体的な対応というのを今、考えておく必要があるんじゃないかと。

私としては、もうそういう団体と分かったら例えば会場を貸すべきではないと思いますが、答弁の内容を見ると、会場を貸さないとはなかなか言えない状況なのかなと。でも、そういう中で貸してしまった場合、どうするとか、そういった対応を具体的に考えておく必要があるんじゃないかということを言いよるわけです。

国の対応は国の対応としていいんですが、具体的にそういうものを八女市の中に入り込ませない、そういう対策がもう必要ではないかと。現に去年の12月26日にクリスマス会が催されているわけですから。1つできれば2つ、2つできれば3つと来るものだと考えておく必要があるのではないかとということを言いよるわけです。だから、そういうものに対して対応をしっかり職員の皆さんで話しておく必要があるんじゃないか。対応はそのときどう考えていますか。考えていないなら、今からそういう部分というのをきちんと考える必要があるんじゃないか。副市長、どう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃってある社会的状況の中では十分理解しております。

ただ、現在の制度、貸付規則等の中で適切な運用の中では、拒むことはできないのかなと考えております。

ただ、現在、国のほうが質問権等を行使して、ここで明確になってきて、全国的な動きが明文化されていくのではなからうかと思っておりますので、そこを見据えながら市としても対応していきたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ、もうこれ以上言っても無理なのかなと思いますけれども、ただ、やっぱり心配なのは、どこでも相当な被害が出ております。

コンプライアンス宣言ということで、靈感商法が非常に問題になったときに、統一教会はコンプライアンス宣言というのを出しています。なぜこういう問題になったかという、2009年の2月から6月にかけて、警視庁公安部が摘発した新世事件、いわゆる統一教会傘下の印鑑販売会社新世の社長、部長、社員7人が摘発され、有罪判決が確定をしております。これを受けて、統一教会はコンプライアンス宣言、いわゆる法令遵守をすると宣言をしてい

るわけです。

しかしながら、全国弁連が調べたところですが、2回目のコンプライアンス宣言が出た2009年3月以降も、少なくとも、1年で64件、被害総額としては791,540千円に上る被害、また相談が寄せられていると。コンプライアンス宣言をして、減ったのは減ったそうです。減ったけれども、結果的に彼らは何も変わっていない。私は、統一教会の実態というものを皆さんによく知っていただきたい。そして、こういうところと関係を持たない。結果的に我々が関係を持つということは、市民に被害が及ぶ、悪影響が及ぶ、そういうふうには考えざるべきだろうと思うからです。

確かに国のそういった質問権を使って、そこの中で反社会的団体とするのか。解散権までするのか。解散してもいろんなことはまだ行われる可能性だってあるわけです。ですから、本当にこの統一教会については、市民一丸となって、また特に市役所は警戒感を持ってこういう問題に接していただきたい。そうしないと、ちょっとした隙間から入り込む。それで、厄介なのは、宗教ですから、そういった洗脳されていく、そういう問題があると思うんです。ぜひそういうところを慎重かつスピーディーに、そして、具体的な策を市として検討していただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、様々な問題ということが議論されておりますので、国会で今、まさにそういう法案の審議もあっているところでございます。私どもといたしましては、そういうところに注視しながらしっかり内部で課題を共有しながら対応をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ危機感を持って対応をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思っております。

それでは、最後にインボイス制度について質問をさせていただきますけれども、私も質問を出したものの、インボイス制度について本当に知らないんだなということを改めてこの間、いろいろ勉強させていただいて思いました。もう情けない話ですけども、実態、知らないことが随分多いなど。でも、本当にいろんなところに、いろんな方にお聞きをして、シルバー人材センター、商工会議所、そういうところに行って、どういうふうに行われているのか、お聞きをしたところなんです。ですから、そういう部分では非常に私自身の勉強にもなりました。

シルバー人材に行ったときに、所長さんかな、事務局長さんかな、非常に困っていると。シルバー人材というのは、もともと収益を上げてはいけない、黒字になってはいけないということで進んでいるので、今度のインボイスはかなりのショック。それと、これについては、

ずっと前から検討をしてきております。勉強をしてきておりますということでした。

結果的に発注者、それから働いている方たちから少しずつ頂いて、インボイス制度に対応していくしかないということでしたけれども、その実態が、うちも毎年、シルバー人材の方に草刈りに来てもらっていますけれども、今、発注者がまず高齢者である。そして、働く人も高齢者である。年金で暮らしてある方で、今度は発注ができないかもしれないと。

というのが、働くのは当然貰いますけれども、例えば、草刈り機を使ったら機械代というのを請求されます。以前は1,060円だったそうですけれども、燃料も上がるし、物価も上がって、1,540円に今、機械代がなっているそうです。そしたら、何でこげん上がったっちゃろうかと。こげん上げてもらうなら、頼まれんごんなるみたいな話がやっぱり出てくるそうです。それと、空き家が多い。空き家を草刈り機、管理をしてほしいというところです。そして、働いている人も年金だけではなかなか大変なので、少しでもということで、やっぱり働いて収入を得ている、シルバー人材はそういうところですよ。だから、本当にここを守ること、そして、それはなおかつ地域を守ることにつながるのではないかなと思っております。

それで、御存じの方も多いと思っておりますが、実は福岡県議会がシルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書というのを出してしております。これは、令和3年12月20日に出しております。

このように、シルバー人材を何とか残したい、そういう声が今、全国に響き渡っているのではないかなと思いますし、市長答弁でも何とか守っていきたいと言われておりますので、ぜひこういう部分に行政としてもしっかりと下支えをしていただいて、シルバー人材が安心して働ける、そして、安心して発注できるような仕組みといたしますか、今の現在が維持できるようにやっていただきたいと思うんです。でも、状況はさらに進んでいて、これは私の知り合いのところなんですけど、知り合いの家の近所、周りに空き地があるそうです。空き地を草がずっと生えて、おばあちゃん、おじいちゃん2人しかいらっしやらないので、いつもシルバー人材に頼んで草刈りをしてもらっていたと。

ところが、ここ数年、1回も草を切られないということで、聞いたら、シルバー人材に頼む余裕がないと。それで、近所の方々、町内の方々が何人か出て草を刈られたという話をこの間、聞きました。こういうことが実際に八女市の中で起きているわけですから、いかにシルバー人材が大事かというのをやっぱり考えていただきたいなと思っております。

それから、インボイス、さっき言いましたように、商工会議所に行きました。商工会議所の事務局長さんとお話できました。事務局長さんいわく、自分たちは会員さんにインボイスとはこういうものですよということを一から教えますと。反対とか、免税業者に対して手を差し伸べてほしいというか、そういったことはしていないんですかとお聞きしましたら、

それは全て中央のほうでやりますと。中央のほうで、専門家も入れて、そして国に対して要望を上げていきますということで、個々の商工会議所ではそういったことはやっておりませんので、全部中央のほうにお任せしておきますということでしたけれども、それで、商工会議所の——インターネットでいろいろ検索をして調べましたけれども、日本商工会議所は9月15日、令和5年度税制改正に関する意見を公表しました。消費税制度の導入延期を含めた対応の項目を設け、免税事業者の取引排除等による倒産、廃業の可能性や、現行の区分記載請求書等保存方式にどのような問題があるのかなどを含めた徹底検証を政府に要望。検証の結果、コロナ禍や物価高などの影響を受ける経営の実態、免税店制度の創設趣旨などを踏まえた上で、最小の対策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は、導入時期を延期すべきだと提言をしておられます。

いわゆる商工会議所としては、今の状況で進めたら混乱も起きるし、免税業者は大変な状況になる。こういうコロナ禍では考えるべきじゃないか。だから、延期すべきじゃないかという提言をされております。それから、全国間税会総連合会、全間連というところも、延期すべきという提言がなされております。

それで、いろいろ調べてみましたらば、こういうことが今、言われております。

政府与党は30日、来年10月から始まる消費税のインボイス制度導入に向けた時限的な特例措置の大枠を固めた。10千円未満の取引ならインボイスがなくても税控除できるようにするのが柱。フリーランスなどの免税事業者が課税事業者に転換した場合の税負担も軽減する。円滑な制度導入を図るのが狙いで、12月中に取りまとめる2023年度与党税制改革大綱に盛り込むつもりであると。6年間の時限措置ということにはなっていますが、こういうことが今、進められている、12月中に話して来年からそういうふうになるのではないかと。

また、政府与党が2023年10月から……

○議長（角田恵一君）

松崎議員、時間がございませんのでまとめてください。

○21番（松崎辰義君）

消費税のインボイス制度が始まるのに当たり、少額ならインボイスがなくても税控除を認める時限的な特例措置の新設を検討していることが18日分かったと。そして、公明党の税調会長、西田会長は、ぜひ積極的に検討をしていきたいと言われております。

これも、今さっき紹介しましたように、福岡県議会、それから商工会議所、いろんなところの皆さんがぜひ延期を、また、特例措置をつくってくれ、そういう願いの請願とか意見書をたくさん出されている成果だろうと思いますので、ぜひ市のほうもそういうさっき言いましたシルバー人材センターもそうですけれども、そういったことの下支えをやりながら、そういう方向に行くようにぜひ努力していただくことを切に要望して、私の一般質問を終わり

ます。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午後2時30分まで休憩いたします。

午後2時18分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様、大変お疲れさまです。今定例会の最後の一般質問です。最後まで御清聴よろしく
お願いいたします。

また、お忙しい中に傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。公明党の
三角真弓でございます。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、八女市ハラスメント防止対策についてであります。

全国の小中学校で2021年度に不登校だった児童生徒は、前年度から4万8,813人、24.9%
増の24万4,940人で過去最多となりました。また、高校なども含めたいじめの認知件数は、
前年度比19%増の61万5,351件で再び増加いたしました。

いじめの実態は、言葉による冷やかしの、からかい、パソコンや携帯電話での誹謗中傷等が
多く、自殺者も小学生8人、中学生109人、高校生251人、計の368人と深刻な状況が続いて
います。

このような現状を受けて、見本を示すべく、大人社会にあって嫌がらせ、いじめ、苦しめ
る、悩ませる、無視などの意味を持つハラスメントが起きていないのかについて、(1)市
民・事業所の現状と具体的な啓発活動は、(2)市職員及び関係団体の現状と具体的な解決策
は、(3)ハラスメントの具体的な予防策は、以上3点についてお尋ねをいたします。

次に、子宮頸がんを防ぐHPVワクチンの接種についてお尋ねをいたします。

子宮頸がんの9割以上はHPV——ヒトパピローマウイルスの感染が原因とされています。
200種類以上あるHPVの中で、がん化するものは少なくとも15種類以上あると言われてい
ます。

子宮頸がんの発症予防を目的としたHPVワクチンについては、本年4月から定期接種対
象者へ積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨を差し控える期間に定
期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種の機会を設けるキャッチアップ制度

——平成9年度から平成17年度生まれが対象、本年度に関してです——が開始され、全国的にもHPVワクチンに対する関心が高まっています。

そこで、(1)積極的勧奨の再開に伴う対応と現状は、(2)「キャッチアップ接種」に該当する方々への対応は、(3)9価HPVワクチン定期接種化への対応はについて、特に9価HPVワクチンについては、厚生労働省は来年4月以降、早い時期から定期接種とする方針であることが報告されています。その効果や安全性、定期接種化に伴う本市の対応、また、対象となる方々への周知についてお尋ねをいたします。

あとは質問席にて順次質問させていただきます。明確なる御答弁と大きい声での答弁を心からお願いいたしまして、通告といたします。よろしくお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市ハラスメント防止対策についてでございます。

市民・事業所の現状と具体的な啓発活動はというお尋ねでございます。

ハラスメントを含めた人権侵害に関する相談に対して、福岡法務局が令和3年中に救済のを行った件数は389件となっております。

本市といたしましては、広報八女や八女市ホームページ、リーフレットの配布など様々な機会を捉えて、人権擁護委員による人権相談や電話相談窓口の周知を行い、国と連携した相談体制の整備を図っております。

また、ハラスメントを含めた全ての人権課題の解決に向け、市民向けの講演会の開催、人権研修への講師派遣など、様々な機会を通じて啓発活動を実施しております。

次に、市職員及び関係団体の現状と具体的な解決策は及びハラスメントの具体的な予防策はにつきまして、一括して答弁をいたします。

本市では、市職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定め、職員の意識啓発に努めているところです。また、関係団体等からの依頼に応じ、人権研修等を開催する際には、市から講師を派遣しています。

このような研修により、健全な職場環境及び良好な人間関係を維持するために、ハラスメントに関する事項について十分認識しなければならないと考えております。

次に、子宮頸がんを防ぐHPVワクチンの接種についてでございます。

まず、積極的勧奨の再開（本年4月）に伴う対応と現状はという御質問でございます。

HPVワクチンの定期接種の勧奨につきましては、令和3年11月に発出された国の通知に基づき、令和4年4月8日に、対象者のうち、中学1年生の女子と高校1年生の女子の保護者に対して個別にお知らせしております。

なお、現状につきましては、これまでと同様に対象者や保護者からの問合せ等に対し、医

療機関と連携しながら丁寧な対応に努めているところでございます。

次に、「キャッチアップ接種」に該当する方々への対応はどうかという御質問でございます。

キャッチアップ接種の対象となる今年度17歳から25歳の方々に市で把握している3回の接種が完了していない全ての方に対し、個別に通知しているところでございます。

また、HPVワクチンの定期接種及びキャッチアップ接種について、令和4年4月1日号の広報八女及び八女市ホームページにも掲載し、周知に努めているところでございます。

次に、9価HPVワクチン定期接種化への対応はどうかという御質問でございます。

9価HPVワクチンの効果や安全性はどうかということでございます。

国の審議会によると、9価HPVワクチンの効果は、子宮頸がんの罹患率、死亡率の減少が期待できるとされております。安全性は、HPV感染症に係る予防接種の副反応疑い報告基準として、2価・4価HPVワクチンと同様の取扱いとすることが妥当であるとされております。

9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応はどうかというお尋ねでございます。

国の令和5年4月からの9価HPVワクチンの定期接種化の方針を受け、本市におきましても準備を進めているところでございます。

対象となる方への周知の方法はどうかという質問でございます。

現在、定期接種で使用されている2価・4価HPVワクチンと同様の方法で周知する予定でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○16番（三角真弓君）

では最初に、八女市ハラスメント防止対策についてお尋ねをいたします。今の市長の答弁に沿っての質問とさせていただきたいと思っております。

市長答弁には、本市としては人権擁護委員による人権相談、電話相談、窓口相談を行っているという答弁でございました。現実、そういう相談が人権擁護委員さんの方に何件くらいあっているのか、把握されていれば人数をお願いしたいと思っております。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

人権擁護委員さんが行われる人権相談は毎月開催しておりまして、八女市内でもって旧八女、それと支所管内ですね、こちらのほうを回っていただいております。

件数につきましては、この場では把握しておりませんので、恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

○16番（三角真弓君）

その人権擁護委員さんに相談があった件について、件数は把握していないということですが、そういう内容に対して、人権擁護委員さんでの解決で終わるわけですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

人権擁護委員さんに対しての相談ということでございますけれども、その場で全て解決することは少ないのではないかと考えております。人権問題に対してということでございますけれども、いろんな部署等に支援策等がある場合もございますので、そういったところにつながるながらということでの解決が多いのではないかと考えております。

○16番（三角真弓君）

確かに人権擁護委員は、議会のほうでも承認をされて人選が決定されますけれども、今、本当にコロナ禍等もあります中で、通告でも申し上げましたように、子どものいじめとかもかなり増えてきております。ということは、いろんな大人社会にあっても、そういうハラスメント、あってはならないことが現実起きているという非常に嘆かわしい時代になってきたかなとっております。

それで、今回、2022年の4月1日より、中小企業に対して職場でのハラスメントを防止するための対策を強化することが法的に義務づけられております。労働施策総合推進法の改正によって、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりましたということで、国はそういう方向を取っております。ですから、担当課とされては、もちろん内容の公表は別といたしまして、人権擁護委員さんで解決できるかできないか、あと、それが本当にそれでいいのかということのチェックは今後必要ではないかと思っておりますけど、どうでしょうか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、このパワハラ防止法ですね、大企業では2020年から、中小企業でも本年の4月から施行ということになっております。あくまで事業主さん、企業さんがやられることになっております。市としましても、この企業さんなりが研修等を開催される折には講師等の派遣も行っているところでございますし、こういったことの周知啓発のほうはさらに強めていきたいと思っているところでございます。

○16番（三角真弓君）

市民向けの講演会とか、人権研修への講師の派遣とか、そういうことをやっていますということですが、最後に質問ですが、その費用対効果というのはありますか。どのように感じられますか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃったように、講演会とか、企業向けの研修とか、公民館の講座なりの折に啓発していくということでございます。費用対効果ということでございますけれども、なかなか目に見えにくいものであると思っております。ただ、我々としては根気強く、この周知啓発はしていくということを思っている次第でございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

次に、市職員及び関係団体の現状と具体的な解決策はと、ハラスメントの具体的な予防策はということで、一括しての御答弁がございました。

人事課長にお尋ねいたしますけど、今、市の職員の病休の数ですね、身体的な病気で休まれている方とメンタル面で休まれている方、何人いらっしゃるのか、数をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

今現在の病気休暇者数につきましては、11名でございます。うち、メンタル疾患により休んでおられる職員については、9名でございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

身体的なものは時間と、あと治療が進めば回復され、また現場に戻ってこられるかと思いますが、メンタル面というのが非常にややこしいし、時間もたつかなと思っております。この方たちが、内容は千差万別、それぞれ違うと思うんですけど、例えば、もう少し早く相談窓口等に行って相談すれば病気をせずに済んだのではないかなとか、例えば、自分の身体的なことや家族のこと、子どものこと、夫婦間のこと、いろいろあると思います。相談できないこともあるかも分かりませんが、中には職場でのそういうハラスメントみたいなこともゼロではないかな、それは分かりません。そこまで詳しくおっしゃらなくていいんですけど、八女市の平成16年にできておりますハラスメントの防止等に関する要綱というのがございます。これは平成25年とか、その後にもた再度一部が改正になっておりますけれども、ここには市長の義務として、そういう窓口の設置ということをここにうたわれております。そういう今の現状の中で、市の職員の方がいろんなことで悩まれたときに、いろんな相談ができる窓口が今どのような状況になっているのでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、相談窓口の関係でございますが、これにつきましては人事課内に設置をいたしております。相談員も6名配置をさせていただいております。

先ほど議員おっしゃるように、職員の相談というのは結構ございまして、その際に個別に

部屋を取りまして、お話をお伺いするという形になってまいります。相談内容については、本当にそれぞれ様々でございまして、職場のほうになかなかなじめないであるとか、人間関係がうまく取れない、業務がうまく遂行できない、それから、先ほどあったように家庭での問題、こういった様々な相談、こういったものをお受けしている状況でございます。

内容によっては当然、こうしたほうがいいのではないかという適切なアドバイスを心がけて対応しているということでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

私も長く議員をしておりますけれども、このハラスメントに関しての質問は、多分初めてかなと思っております。市職員、また、関係団体という名称で、具体的に解決策を出しておりますけれども、この八女市役所、各支所、指定管理、社会福祉協議会、消防本部、いろいろとございます。これは私たち議会もそうですけど、皆さん、市民の血税によって、それを給料として生活している、そういう言い方は申し訳ありませんけど、そういう中で、市民に対して本当にサービスをするという精神の中で、あってはならないというのがこのハラスメントではないかなという思いで、今日は質問させていただいております。

過去がどうということよりも、今もしもくすぶっているようなもの——いじめのほうに、ハラスメントに行くのではないかと思われているものをなくしてほしいのと、今後一掃して、絶対にそういうことが起こってはならないという思いがあって、今回は質問をいたしております。

私は9月初旬に1通の手紙を頂きました。これははっきり申しまして、パワハラですね。具体的に書かれておりました。この方が今、その職場にまだいらっしゃるのか、もうお辞めになったのか、まだパワハラを受けていらっしゃるのか、全く想像はつきません。しかし、非常にきつい状況で、どういう思いで投函されて、私に何を期待されたのか、私もすごくそれ以来悩みました。こういうことを質問すること自体も悩みましたけれども、こういうことが今後あってはなりませんので、今回、あえてこの場に立たせてもらっております。

皆様もSNSとかで知ってある方もいらっしゃるかと思いますけれども、岐阜県の郡上市ですね。最近のSNSの配信ですけど、2019年に自殺した市職員の例ということで、こういったのはほかにも枚挙にいとまがないと言うとオーバーですけど、たくさんございます。その中でも、これは市の職員が職場内での立ち振る舞いや業務の進め方などについて、上司から30分以上にわたり、うっとうしいと感じられるような指導や注意を受けていたと。その職員はトップである——八女市でいえば支所長か分かりません——所長に相談をされ、その方が上司にそのことを伝えたことにより、指導の在り方を改善するように注意したけれども、それをその上司は逆に捉え、また職員に対して再び責めていき、精神的に追い込まれて、そ

の職場で自ら命を絶っておられます。このような事例も現実っております。

確かに皆さん、いろんな悩み、若い女性職員さんたちなんかは子育てをしながら、あるいは介護をしながら職場に向かってある方もいらっしゃる中で、このようなことが絶対あってはなりませんし、八女市といたしましても、市長も心の痛いことではないかなと思っております。

パワハラというのはそういう組織内の虐待で、地位の高い者によるいじめ、嫌がらせ、また、セクシュアルハラスメント——性的嫌がらせ、何とかハラスメントといろいろございませうけれども、副市長2人にお尋ねをいたします。副市長という立場であれば、そういった管理職、私が頂いた手紙の内容は、何回読んでも、これは管理職の方の対応だったのではないかなと思われる節がございます。これは誰という犯人捜しは毛頭する気はございませんし、日頃より、やはり職員があつて係があり、課長の、職員の働きでその課は回っていると思います。それぞれ副市長のそういう職員への思いですね、そういった面をどのように考えて業務を遂行していらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

今、議員おっしゃいました問題については、非常に大切な、重要なことだと思います。私たちが行政を執行する中で、職員の皆さんには私たちが経験したことをいかにうまく伝えて、いかに市民の方が安心して安全に住んでいただけるかというのを考えながらやっております。職員の皆さんも当然そうです。その中での意思の伝え方というのは非常に大切な部分だと思っております。

私が今心がけておるのは、やっぱり育ててもらいたいという思いで、今、書類が回ってきておかしいなと思ったら、そういう質問の投げかけ方というのは気を使っているところがあります。ただ、その伝え方が人によって様々違ったり、相手方の受け取り方が違うということも十分分かっておるつもりですので、相手の反応を見ながらとか、そこは十分注意しておるところです。そういった面については、人事課がやっておる管理職研修とか係長研修とかの中でもしっかり伝えながら、職員の皆さんが気持ちよく、楽しく仕事ができるように努めていただけるよう、しっかり私たちもアンテナを高くしながら、皆さん方と一緒に仕事をやっていく必要があると考えております。

○副市長（松尾一秋君）

お答えいたします。

基本的には松崎副市長と同様なんですけれども、私自身の判断基準が果たして正解なのか、これは常に自問自答しながらやっていく必要があるだろうと。果たして適切な指導なのか、あるいは熱血指導なのか、パワハラなのか、どこに境界があるのかというのは、常に社会情

勢等含めて、大きくその価値判断が人によっても異なりますし、時代によっても異なると。だから、私は、これで正しいのかという検査を——常に自分に聞かせながら相手に当たっていくと、自分の思い込みで自分が正しいという思い込みをすると失敗すると、そういう思いで部下、あるいは全ての方に当たっていきこうと思いつながら仕事をしているところです。

以上です。

○16番（三角真弓君）

先ほどお二人の副市長がおっしゃるとおりだと思いますし、こういうことが現場で起こればどうということになるかということ、やはり働く人の能力を十分に発揮することを妨げることになることはもちろんのこと、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなどの人権に関わる許されない行為である。また、組織にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の流出、社会的評価の低下など、あらゆる点において悪影響を与えかねない大きな問題だとハラスメントの場合は言われております。お一人お一人を守っていただくのは、やっぱり管理職の使命ではないかなと私は個人的に思っております。

市長にお伺いをいたしますけれども、確かにいろんなことを抱え、職員の方は一生懸命市民サービスに頑張っていていただいております。そういった中で、絶対にこのハラスメントを起こしてはいけない、起こさせないためには、やはり人事課だけで全ての部署にサーチライトを当てることは非常に難しいですので、トップリーダーである市長のほうから、そういうことを徹底的に職員の方に、お互い助け合って、仲よく団結して仕事をやってもらえれば、それが市民にとって一番うれしいことですし、やはり職場に行って、いろんなことが家であっても、職場で楽しい、元気をもらう、そういう職場——いろいろ関係団体も含めてですけども、そういう思いが私はしてなりません。

また、この要綱の中には、そういう市長の判断の中で、あまりにもその状況がひどい場合、必要かつ適当な範囲で懲戒等の処分も行うことが市長にはできると書かれております。ですから、そういうハラスメントというのは絶対あってはなりませんし、そういったことを徹底して市長が指揮を取っていかれて、八女市ではそういうことは一件も起こらない、今からそういう指揮、かじ取りをしていただきたいと思いますけど、御意見をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

今、議員おっしゃるように、私自身は市長として、多くの職員、今、会計年度職員も含めますと800人から900人、実は働いておりまして、それを個々に把握するというのは、非常に私自身としては難しいので、両副市長がおりますし、部課長もおりますから、できるだけそういう問題が発生しないように、自分の責任を持つ課、あるいは部の中で、いかに職員が円滑に安心して働ける環境をつくるかというのは、それぞれの課、部でやはり努力をしていかなきゃならん問題だと思います。

それと、毎年、職員の採用をやっておりますが、必ず私が今日まで新規採用の職員に言ってきましたのは、それぞれあしたからみんな違った職場に分かれるだろうと。しかし、同じ年に採用されたみんなは、10人なら10人は、仕事だけではなくて、お互いに心を通じ合って、そして、何かあったときには協力し合う、助け合う、そのことを必ずやってくれということ、新採の職員には常にそのことをお願いしておりますし、結局、やはり職場の中でいかにして笑顔で働くことができるか、これは職員だけの問題じゃなくて、精神的に障がいがあったりした場合に、やっぱり表情に出るんですね。そうすると、市民の対応についても、やはり市民の皆さんとしては明るく積極的に対応していただきたいというのが、逆にそれができないと、精神的なそういう問題を抱えているとですね。

そういうマイナス面もありますので、これからおっしゃるように、いかに——これだけ地方自治体、基礎自治体の課題が増加してきますと、本当に皆さん大変なんです。ですから、十分その点は配慮しながら、学校なんかは議員御承知のとおり、ソーシャルワーカーとかケースワーカーとかいますから、そういう子どもたちに対する対応というのをきちっとやっていますよね。しかし、なかなか行政はそういうわけにはいかないという点もありますので、十分配慮して、今後、管理職一つになって、自分の職場をできるだけ明るく働けるような環境づくりに努力してくれるように、これからも指導していきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

今後、仮にこのハラスメントが起これば、一緒に働いている同僚や職場全体にも悪影響があります。それほどハラスメントというのはあってはならないし、徹底的になくさなければならぬと思っております。

今後、いかに相談体制を充実していくのかということもございますけど、先ほど申しましたように、これは本庁、各支所、そして、消防とか、社会福祉協議会とか、指定管理とか、そういったものも含めて、広い範囲で徹底していただきたいと思いますと思っております。それほど私が頂いた手紙の内容は、きつい内容でございました。そういうことが現実あっているということは認識していただきたいと思いますと思っております。

例えば、人事評価というのが行われております。これは最終的な市長の判断でしょうけど、例えば、各支所長とか各課長は部長がとか、人事評価はどんなふうに行われているんでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

人事評価につきましては、まず、職員の場合ですと、係長で1次評価、課長で2次評価ということ。係長になってきますと、課長で1次評価、部長で2次評価という流れになってまいります。課長については、部長、副市長で評価をいただくという流れでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

こういうことを言うと非常に横着に聞こえるかもしれませんが、確かにこれだけの広域になりましたし、各支所長というのは、課長級であれば部長のそういう評価ですね。副市長は市長の評価になっていると思うんですけど、なかなかそれが評価というのは、その個人の感情もあるでしょうし、難しいところがあるのではないかと。

私はそういう人的なことに入るべきではございません。ただし、提案といたしまして、逆に職員のほうから上司への評価じゃないけど、そういうことをやっているようなところはあるのでしょうか。そういうことも今後検討していただきたいし、これは市長にお伺いします。

私が言っていることは完全に人的なことに入っているものかもしれませんが、それほど絶対ハラスメントをなくしていただきたいので、例えば、職員の上司への評価とか、そういうことも年に1回か2年に1回ぐらいあったらどうかというのと、先ほど申しましたように、本庁だけじゃなくて各支所、そして、社協とか、消防とか、指定管理、全てにそういうハラスメントは絶対行ってはならないということをぜひ徹底していただきたいんです。これは市長にお願いするしかございませんので、この2点に対して御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

議員が要望されておりますように、職員については、今後さらに徹底して指導、教育をしていきたいと思っております。また、関係団体についてもいろいろございます。消防本部ですとか、公立病院なんかもそうですけれども、特に公立病院なんかは非常に影響が大きいわけですから、特に注意をしなければいかんだろうと思っておりますし、そういう努力は議員の質問を契機に、さらに十分注意してまいりたいと思っております。

○議長（角田恵一君）

市長、職員が上司を評価することについての考え方について質問されておりましたので、それについて。職員が管理職に対しての評価をするような機会があったらどうかということに対して、市長の考え方ということでしたので。

○市長（三田村統之君）

失礼しました。なかなか職員が管理職を評価するというのは、どういうシステムでやるのかということも問題がありますし、ちょっと即答ができない課題だと思っておりますので、それは研究してみたいと思っております。そういう必要がないように、ぜひ環境づくりをやっていきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

私が言ったこと自体が非常に失礼なことかもしれませんが、本当に申し訳なく思っ

おりますけど、本当に絶対に起こってはならないことですし、先ほど申しましたような最悪の状態にまで追い込まれる方がいてはなりませんので、それはくれぐれもよろしくお願いいたしますと思います。

ある先達は言っております。いろんな職場、団体において、人の評価は大きく3つに分かれると言われております。必ずいてほしい方、いてもいなくてもいい人、そして、いないほうがいい人、非常に厳しいけど、そういうことだと思っております。それは仕事ができるできないより、その方の人格ですね、どういう人格かということに基準を置くべきだということを私も聞いたことがございますけど、本当に今回は人的なことにまで入り込んでしまって申し訳なく思っておりますけど、絶対そういう八女市の職員の皆さんの中から、そして、関係団体からハラスメントだけは一件も起こさない、そういう組織づくりを心から希望いたして、次の質問に入ります。

HPVワクチンですけれども、これは同僚議員からも質問があった件でございます。再度の確認も含めましての質問になるかと思っております。

9年前にやっと、世界の中でも北朝鮮と日本だけがHPV、子宮頸がんワクチンを打っていないという国で、非常にこのワクチンの導入というのは日本は遅れました。しかし、副反応があったりということで、そういう積極的な勧奨というのが9年間されなくてきました。今回、先ほど市長答弁にもございましたように、今年の4月からそういう勧奨ということで、そうしないと、この9年間何が起こったかということ、1年間に約1万1,000人が子宮頸がんにかかり、約3,000人が亡くなっております。年間です。ということは、毎日30人が子宮頸がんになり、8人が死亡しているということです。

亡くならなくても子宮を全摘すれば、今から結婚して子どもを産むだろうという女性は本当にどれだけ苦しまなくてはならないのか、そういうことで産科婦人科学会からも厚労省に請願が出ております。もう一回ワクチンをぜひ打ってという積極的な勧奨ということで、産科婦人科学会としても、そうやって命を落とす若い女性や子宮をなくす若い女性の、30代、40代、50代でもやはり子宮頸がんでは亡くなっているリスクは高いものですから、そこにワクチンを打つことによって死亡をなくし、元気で、健康で子育てもできる、赤ちゃんも生める、非常に大事なワクチンだと思っております。

今は使われている国内のワクチンというのが、第2と第4価ワクチンと言われております。今回、来年の4月からは9価ワクチンというものが定期接種として厚労省が提案を出してきて、交付税措置がされるかなと思っておりますけど、資料請求に出ておりました——中学1年生と高校1年生の女子の保護者に対して個別に対応した等の答弁でありますけれども、今年度1,287人中57人の接種者、4.4%の方が接種をされております。保護者の方にどのような形で通知をされたんでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

今回、令和4年から勸奨をまた再開したということで、中学校1年生の方におきまして、うちのほうから文書による通知を行わせていただいているところでございます。また、それに併せて高校にもその旨の掲載をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

このワクチンというのは、先ほど通告でも申しましたように、HPV——ヒトパピローマウイルスというワクチンですけれども、このワクチンは2価と4価に分かれて、今回のコロナワクチンも、皆さん最後はオミクロンの入った2価ワクチンを打たれたと思いますけど、このHPVも、200種類の中でも15種類ががん化する、変わると言われておるものに対して効果のあるワクチンですね。

2価ワクチンは16型と18型に効きます。4価は16型と18型、6型、11型、9価はさらに31型、33型、45型、52型、58型と、非常に効果のあるワクチンです。このワクチンを打つということになりますと、やはり9年間のブランクと、かなりテレビでいろんな副反応の症例が出ておりますので、なかなか保護者の方がそれを打つということに抵抗があられる方がいらっしゃるといのが非常に懸念されます。

それで、先ほども市長答弁にありましたように、キャッチアップの方も数字を出していただいておりますけれども、対象者の割にはキャッチアップの数も非常に少なくなっているような気がいたします。2,275人中130人、5.8%、今年度の対象者は17歳から25歳までとなっていますけど、要するに、このヒトパピローマウイルスは性交渉によって感染しますので、既に性交渉があった方に対しては効果が望めないということもあります。

今回、17歳から25歳の対象者の方全員に案内は配られたんでしょうか。周知の方法はどんなふうにしたのか、お願いします。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

ここに挙げております2,275人、こちらの数字は10月31日現在の対象者という形になります。今、議員おっしゃいました17歳から25歳の方、こちら全員に通知は行っておるところです。ただ、その中には接種を完了されている方もおられますので、この数字よりも少ない方々、接種を終えている方を除いた対象になっておられる方、この方全てに通知を行っているとところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

このワクチンというのは、私も勉強していく中で分かったんですけど、これは決して女性の子宮にがんができるだけではなくて、男性にもそういう症状が出るというのがございます。この9価ワクチンというのは、そういう意味でも男性に対してでも使えると言われております。

来年4月からいよいよ9価ワクチンが認証されますけれども、それに対して、先ほど申しましたように、抵抗のある方に対しての具体的な案内をやっていただきたいと思います。今回、積極的な勧奨でそういった通知をやられましたけど、いろんな相談とか、どういうことなんだろうというような市民の方の反応というのはございましたでしょうか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

令和4年度におきまして、接種期間の確認、それから、接種履歴、そういったものが不明の方、忘れたとか、そういった方からのお問合せは数件っております。これについては窓口での対応であったり、電話での対応ということになっております。そういったものが数件寄せられているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

この積極的勧奨の数でこれだけ人数が少ないということは、今度、来年からの9価ワクチンに対して、どうやって市民の皆様にも周知とか連絡、ぜひ打っていただきたい必要性とか、そういったことをやはり保護者の方への理解も含めて、一方的に発送しても、コロナみたいに集中的に打つことはなかなか厳しいかなというのは、今年状況を見て思われます。でも、ぜひ一人でも多く、そういう対象者にワクチンの接種が必要だということをいかに周知するかということが今後の健康推進課の課題かなと思うんですけど、どんなふうを考えていらっしゃいますか。

○健康推進課長（馬場浩義君）

9価ワクチンについての御質問でございます。

この9価ワクチンにつきましては、議員もおっしゃいましたように、今現在、国は令和5年4月から接種を進めるように準備を始めているということで、今、情報提供があつているところでございます。私どももその通知に従いまして、自治体説明会等も先月行われまして、そういった説明を聞きながら準備を始めているところでございます。

また、今後、国が予防接種、この規則を改正、また、公布し、施行という順を追って行っていくと思いますが、その際に、通知等もまた改めて発出されるものと思っております。そういったところをしっかりと確認しながら、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

今のところ、私たちが考えているのは、今年度通知を行ったように、その対象者の方に分かりやすく行っていきたいと思いますが、今回の通知においても、国から出されておりますリーフレット、これも分かりやすく作っておられますので、そういったものを同封して、より対象者の方に分かりやすい情報をしっかりとお届けしていく、こういったことも取り組んでいかないといけないと、今の時点では考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

先に聞けばよかったですけど、その通知の対象者はどのくらいいらっしゃいますか。数が増えれば把握していらっしゃるのではあれば。

○健康推進課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

この数字については、まだこれから出していくこととなりますけれども、現時点では今年度発送させていただいた方ぐらいになるのではないかと認識しておるところでございます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

先ほども申しましたけれども、このワクチンに対しては、コロナと違い9年間のブランクがあったということと、副反応ということ、かなりちゅうちょしている保護者の方もいらっしゃるというのは認識しておりますので、1回通知を送られて、そして、その接種の数を見ながらですね、もちろん、来年の予算化してもらってのことですけれども、やはり詳しい説明と、その状況を再度、途中、何人ぐらいの方が受けてあるのかということの確認と、それと、1回通知すれば終わりではなくて、再度またぜひ打っていただきたいという旨の周知の徹底、そしてまた、安心して打てるというきちんとした内容の説明が、もちろんさっきおっしゃったように入っていると思うんですけど、やっぱり途中経過を見ながら、コロナワクチンみたいにしてくれというわけではございませんけど、それぐらい積極的に市のほうで訴えていかなければ、今回もこれだけ少ない人数ですよ、接種の方が。

ということは、やはり市民の皆さんの意識がそれぐらいしかないと認識しておりますので、先ほど申しましたように、1日30人が子宮頸がんになり、そして、8人が亡くなっている、こういう状況が9年近く続いてきておりますし、海外ではかなりの数のワクチンの接種が進んでいる、イコール子宮頸がんの発症のパーセントがかなり低くなっております。ということは、このHPVワクチンがいかに効果があるのか、しかも、9価であれば90%以上そういう感染を抑えると言われるほど、9価ワクチンはすばらしい内容になっておりますので、健康福祉部長、ぜひその辺の答弁をお願いします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの有効性等、議員がおっしゃいましたとおり、様々ございますので、まずはやはり該当者の方にはきちとこちらからもお伝えをして、実際接種するかどうかというのは、やはり御本人さん、保護者さんの判断ということもございますので、そこは判断していただくことにはなるかと思いますが、そういった罹患される方、それから、死亡の方をなるべく減らせるように、市としましてもきちとお伝えしていくことを進めていきたいと考えております。

○16番（三角真弓君）

本当に健康推進課の方には、コロナをはじめ、ワクチン、ワクチンで大変御苦勞をおかけいたしますけれども、命を守るという大事なものでありますので、ぜひ周知徹底をよろしくお願いします。

そして、財政課長のほうには、間違いなく交付税措置されますので、ちゃんと財政面での確保もよろしくお願いします。御答弁をお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

十分理解したつもりでおりますので、最終的には市長に御判断を仰ぎたいと思います。よろしくお願いします。

○16番（三角真弓君）

市長は分かっているんじゃないかと思いますので、あまりしつこく聞くと私もあれですので、心からそういう命を守る八女市ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会期日程に従い、あした8日は議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時31分 散会